

平成 30 年度  
包括外部監査の結果報告書

前橋市包括外部監査人  
山崎 賢治

# 目次

第1	包括外部監査の概要	5
1	監査の種類	5
2	選定した特定の事件（テーマ）	5
3	事件を選定した理由	5
4	監査の視点	5
5	主な監査手続	6
6	監査対象部局	6
7	監査の実施期間	6
8	包括外部監査人及び補助者	6
9	利害関係	6
10	その他	6
第2	監査対象の概要	8
1	保健所とは	8
2	前橋市保健所について	9
3	前橋市保健所の沿革	9
4	施設の概要	10
5	組織体制	12
6	職員配置（平成29年4月1日現在）	13
7	事務分掌	14
8	予算	16
第3	保健総務課の財務事務について	18
1	職員人件費	18
	【職員人件費の事業費への配分について（過年度フォロー・意見）】	18
	【出退勤時間の適正な把握について（意見）】	19
2	救急医療事業	21
	【前橋市救急医療懇話会運営事業補助金の決定根拠について（過年度フォロー）】	23
3	休日当番医制事業	23
	【休日（在宅）当番医制事業運営業務委託契約に係る見積書徴取について（意見）】	24
	【休日（在宅）当番医制事業運営業務委託契約に係る事業実績報告書の記載について（意見）】	25
4	病院群輪番制病院運営事業	26
5	医療従事者等養成事業	27
	【看護師等養成所運営補助金の決定根拠について（過年度フォロー）】	29
6	休日歯科診療所補助事業	30
	【休日歯科診療所運営事業補助金の決定根拠について（過年度フォロー）】	31
	【休日歯科診療所に対する補助のあり方について（意見）】	31

7	医療施設・設備整備補助事業	32
8	AED設置・貸出事業	33
	【AED貸出管理簿の記載について（意見）】	34
9	地域医療推進事業	35
	【地域医療推進事業補助金交付要項の補助事業者について（意見）】	35
10	夜間急病診療所運営事業	36
	【契約書に記載のない薬剤師の増員について（監査結果）】	37
11	高齢者に優しい銭湯づくり等推進事業	38
12	公衆浴場経営安定化事業	39
13	群馬大学医学部学会補助事業	40
	【群馬大学医学部学会補助金交付の効果測定について（意見）】	40
14	水道事業会計負担事業	41
15	保健所管理運営事業	42
	【起案書の記載間違いの訂正方法について（意見）】	42
	【起案書の記載方法について（意見）】	43
16	健康危機管理対策事業	46
17	医事業指導事業	46
	【病院医療監視の実施結果のフォローアップについて（意見）】	51
	【前橋市衛生検査所精度管理専門委員の委嘱について（意見）】	52
18	保健衛生統計調査事業	52
第4	健康増進課の財務事務について	55
1	保健センター管理運営事業	55
	【特殊勤務手当について（意見）】	55
	【空調機類保守点検業務契約の予定価格について（意見）】	57
2	健康教育・相談事業	58
	【パンフレット・冊子等の在庫管理について（意見）】	61
3	健康増進等健康診査事業	62
	【市同時検査委託契約に係る見積書徴取について（意見）】	63
4	がん検診事業	63
	【がん検診の未受診者勧奨はがき作成業務の契約単価について（意見）】	68
	【がん検診に係る業務実績報告書の日付について（監査結果）】	70
5	骨粗鬆症検診事業	70
6	歯周疾患検診事業	71
	【歯周疾患検診（成人歯科健診）委託契約に係る見積書徴取について（意見）】	72
	【歯周疾患検診（成人歯科健診）の受診率について（意見）】	73
7	肝炎ウイルス検診事業	73
8	健康増進事業	75

	【健康づくり推進強化事業補助金（保健推進員）の交付要項について（過年度フォロー）】 .....	76
	【備品シールの添付について（意見）】 .....	76
9	食育推進事業 .....	77
	【健康づくり推進強化事業補助金（食生活改善推進員）の交付要項について（過年度フォロー）】 ..	78
	【起案書の文字削除方法について（意見）】 .....	78
	【決裁文書への決裁日の記載について（意見）】 .....	79
10	スマイル健康診査事業 .....	79
第5	保健予防課の財務事務について .....	81
1	精神障害者医療 .....	81
2	予防接種事業 .....	81
	【保健予防業務委託契約に係る見積書徴取について（意見）】 .....	85
3	心の健康づくり推進事業 .....	85
	【精神保健福祉相談における嘱託医師の報酬について（監査結果）】 .....	91
	【自殺対策推進協議会公募委員の選考について（監査結果）】 .....	92
	【自殺対策推進計画策定における業務委託業者の選考について（意見）】 .....	93
4	難病患者地域支援事業 .....	93
	【産休・育休代替職員の報酬及び共済費について（意見）】 .....	96
5	結核予防事業 .....	97
	【採血管の管理簿の記載方法について（意見）】 .....	99
6	結核公費負担医療費給付事業 .....	99
	【社会保険診療報酬支払基金への支払に関する内部資料について（意見）】 .....	101
7	感染症予防事業 .....	101
	【嘱託職員の報酬及び共済費について（意見）】 .....	106
8	特定感染症予防事業 .....	106
9	難病患者見舞金支給事業 .....	108
10	小児慢性特定疾病事業 .....	108
第6	衛生検査課の財務事務について .....	111
1	狂犬病予防事業 .....	111
	【狂犬病予防注射の案内通知について（意見）】 .....	111
	【犬鑑札等の管理体制について（意見）】 .....	112
2	生活衛生指導事業 .....	112
	【スズメバチの巣駆除補助金交付制度の対象について（意見）】 .....	114
3	食品衛生推進事業 .....	115
	【食品営業施設衛生管理指導業務に係る完了検査について（意見）】 .....	119
	【緊急時の情報公開体制について（意見）】 .....	120
4	試験検査事業 .....	122
	【毒物劇物の管理体制について（意見）】 .....	127

5	動物愛護・管理推進事業 .....	128
	【財務会計システムへの登録時のチェック体制について（意見）】 .....	130
	【餌の在庫管理体制について（意見）】 .....	130

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項、第2項及び第4項に基づく包括外部監査である。

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

#### (1) 監査テーマ

保健所における財務事務の執行について

#### (2) 監査の対象期間

原則として平成29年度（必要に応じて過年度及び平成30年度を含む。）

### 3 事件を選定した理由

我が国においては本格的な人口減少社会が到来しており、また少子化と高齢化が同時に進行し人口構成が大きく変化している。また、核家族化の進行や生活様式の多様化により、地域社会における人と人とのつながりが希薄化しており、地縁に基づいたコミュニティだけでは地域が抱える課題に十分な対応を図ることが難しくなっている。一方で、疾病の予防や健康維持に関心を持つ人が増加しており、食生活や個人の嗜好の面においても健康に対する意識が年々高まってきている。このような中、介護や医療、健康といった分野において行政が果たすべき役割がさらに増加していくものと推測される。

前橋市は、「前橋らしさ」を發揮しながら持続可能なまちづくりを進めるため、その方向性を示す羅針盤として、平成30年3月に「第七次前橋市総合計画」を策定した。この総合計画の中では、まちづくりの柱の一つとして、「健康・福祉」を掲げており、前橋市は、充実した医療福祉環境のもと、生涯を通じた心や体の健康づくりを推進するとともに、誰もが自分らしく生きがいを持ち、共に支え合いながら活躍できるまちを目指すとしている。

保健所は、医事・薬事、感染症予防・疾病対策、難病・精神保健福祉、生活衛生、食品衛生、試験検査など多岐にわたる事務事業を行い、多面的かつ支援的に市民の健康や衛生に係るリスクの低減に取り組んでおり、総合計画の重要な役割の担い手であると考えられる。また、保健所関係の歳出予算額は、平成29年度においては4,633百万円であり、一般会計予算に占める割合は多くはないものの、地域を支える社会基盤として、市民生活に与える影響は少なくないものと考えられる。

以上のような観点から、保健所における財務事務について重要なものであると判断し、平成30年度の包括外部監査の監査対象とする特定の事件（テーマ）として選定した。

### 4 監査の視点

- 各事業及び保健所の管理運営は、関係法規に準拠しているか
- 各事業は受益と負担が衡平であるか
- 各事業は目的達成のために経済的かつ効率的であるか

- 収入及び支出事務は、適正に行われているか
- 資産管理は適正になされ、有効に利用されているか
- 人員配置や情報管理は、適切に行われているか

## 5 主な監査手続

監査担当者を分担して、主として以下の監査手続を実施する。

- 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- 関係書類の閲覧
- 関係帳票及び証拠書類との照合
- 運用現場の視察、資産管理の状況確認

## 6 監査対象部局

健康部 保健総務課  
健康増進課  
保健予防課  
衛生検査課

## 7 監査の実施期間

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 22 日まで

## 8 包括外部監査人及び補助者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 山崎 賢治

### (2) 補助者

公認会計士 北原 陽子

公認会計士 武藤 善行

公認会計士 高間 春樹

公認会計士 島田 翔

公認会計士 南雲 拓也

公認会計士 星野 圭亮

弁護士 星野 公洋

## 9 利害関係

前橋市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

## 10 その他

- (1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査

の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善案であるが、項目によっては市全体で取り組むべき事項もあることを付言しておく。
- (3) 「過年度フォロー」として掲げられている事項は、過去の包括外部監査において、監査の結果又は意見として提出した事項について、監査を実施した時点においてどのように対応されているかを確認した事項である。
- (4) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。また原則として表の数値の表記において、「-」は該当がないこと、「0」は単位未満の数値があることを表している。



## 第2 監査対象の概要

### 1 保健所とは

保健所は地域保健法に基づき設置される公的機関である。地域保健法は、地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的に、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置、その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めている。

保健所の設置については、地域保健法第5条で以下のように定められている。

地域保健法（抜粋）

第5条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

また保健所が行う事業については、地域保健法第6条及び第7条で以下のように定められている。

地域保健法（抜粋）

第6条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- (1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- (2) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- (3) 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- (4) 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- (5) 医事及び薬事に関する事項
- (6) 保健師に関する事項
- (7) 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- (8) 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- (9) 歯科保健に関する事項
- (10) 精神保健に関する事項
- (11) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- (12) エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- (13) 衛生上の試験及び検査に関する事項
- (14) その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第7条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- (2) 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- (4) 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

## 2 前橋市保健所について

前橋市保健所は、前橋市が中核市に移行することにもない、平成 21 年 4 月に開設された。前橋市は「前橋市保健所の組織等に関する規則」(平成 21 年 3 月 31 日規則第 57 号)を制定し、保健所に、保健総務課・健康増進課・保健予防課・衛生検査課の 4 つの課を設置することや、その分掌事務等を定めている。

(前橋市保健所の組織等に関する規則)

第 2 条 保健所に置く課及び係は、次のとおりとする。

課	係
保健総務課	総務企画係 医事薬事係
健康増進課	地域保健係 食育推進係 健康づくり係
保健予防課	難病支援係 こころの健康係 感染症対策係
衛生検査課	生活衛生係 食品衛生係 試験検査係

第 3 条 課の分掌する事務は、次のとおりとする。

課	分掌事務
保健総務課	(1) 地域保健に係る調査研究及び統計調査に関すること。 (2) 医療施設等の許可、届出及び検査その他医事に関すること。 (3) 薬事関係施設の許可、監視及び指導その他薬事に関すること。 (4) 保健所の所掌事務における収納事務に関すること。
健康増進課	(1) 健康まえばし 21 の推進に関すること。 (2) 食育に関すること。 (3) 健康診査及び保健指導に関すること。
保健予防課	(1) 精神保健福祉、精神障害者福祉、難病等に関すること。 (2) 感染症の予防及び予防接種に関すること。
衛生検査課	(1) 生活衛生関係の営業許可及び指導に関すること。 (2) 専用水道、簡易専用水道、小水道等に関すること。 (3) 食中毒対策に関すること。 (4) 食品関係施設の許可、指導等に関すること。 (5) 各種試験検査に関すること。

## 3 前橋市保健所の沿革

(1) 旧・群馬県前橋保健所(前橋保健福祉事務所)の沿革

昭和 19 年 10 月	群馬県健康相談所、健康保険相談所及び簡易保険相談所が統合され、前橋保健所(旧制保健所)として、前橋市芳町に木造 2 階建 1 棟を借用し発足された。
--------------	--

昭和 23 年 1 月	新保健所法が制定され、前橋保健所は新制保健所となった。
昭和 28 年 3 月	本格的な保健所業務を行うにあたり、大手町に庁舎を建設移転した。
昭和 47 年 4 月	老朽化と狭隘のため、国領町二丁目に庁舎を新築移転した。
平成 9 年 4 月	中部保健所に名称変更した。
平成 11 年 4 月	保健・医療・福祉行政の総合的・一体的な推進のため、中部福祉事務所、中部保健所等が統合され、前橋保健福祉事務所（前橋保健所）となった。
平成 21 年 4 月	前橋市の中核市移行により、保健所業務は前橋市へ移管した。また、中部福祉事務所が新たに設置された。

#### (2) 前橋市保健所の開設までの経過

平成 21 年 4 月 1 日に中核市へ移行するとともに、地域保健法に基づき前橋市保健所を設置した。

平成 18 年 4 月	保健所準備室の設置
平成 18 年 7 月	前橋市保健所設置懇話会が設置され、保健所のあり方を検討
平成 18 年 11 月	保健所設置懇話会が保健所のあり方を市長へ提言
平成 19 年 1 月	前橋市保健所設置基本構想骨格案（素案）を策定
平成 19 年 3 月	前橋市保健所設置基本構想骨格案を策定
平成 19 年 12 月	前橋市保健所設置基本構想を策定
平成 20 年 6 月	前橋市保健所建設工事着工
平成 21 年 2 月	前橋市保健所完成
平成 21 年 4 月	前橋市保健所の開設

## 4 施設の概要

### (1) 前橋市保健所

所在地	前橋市朝日町三丁目 36-17
敷地面積	10,065.34 m <sup>2</sup> （前橋保健センターを含む）
建物面積	924.32 m <sup>2</sup>
延床面積	2,332.78 m <sup>2</sup>
構造等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建て
工期	平成 20 年 6 月～平成 21 年 2 月
施設	1 階 事務室、会議室、相談室 4 室 2 階 事務室、食品衛生協会事務室、診察室 2 室、待合室、会議室 2 室、書庫 3 階 試験検査室、受付室、冷蔵室、冷凍室 屋上 太陽光発電（10kw） 動物棟

(2) 前橋市保健センター

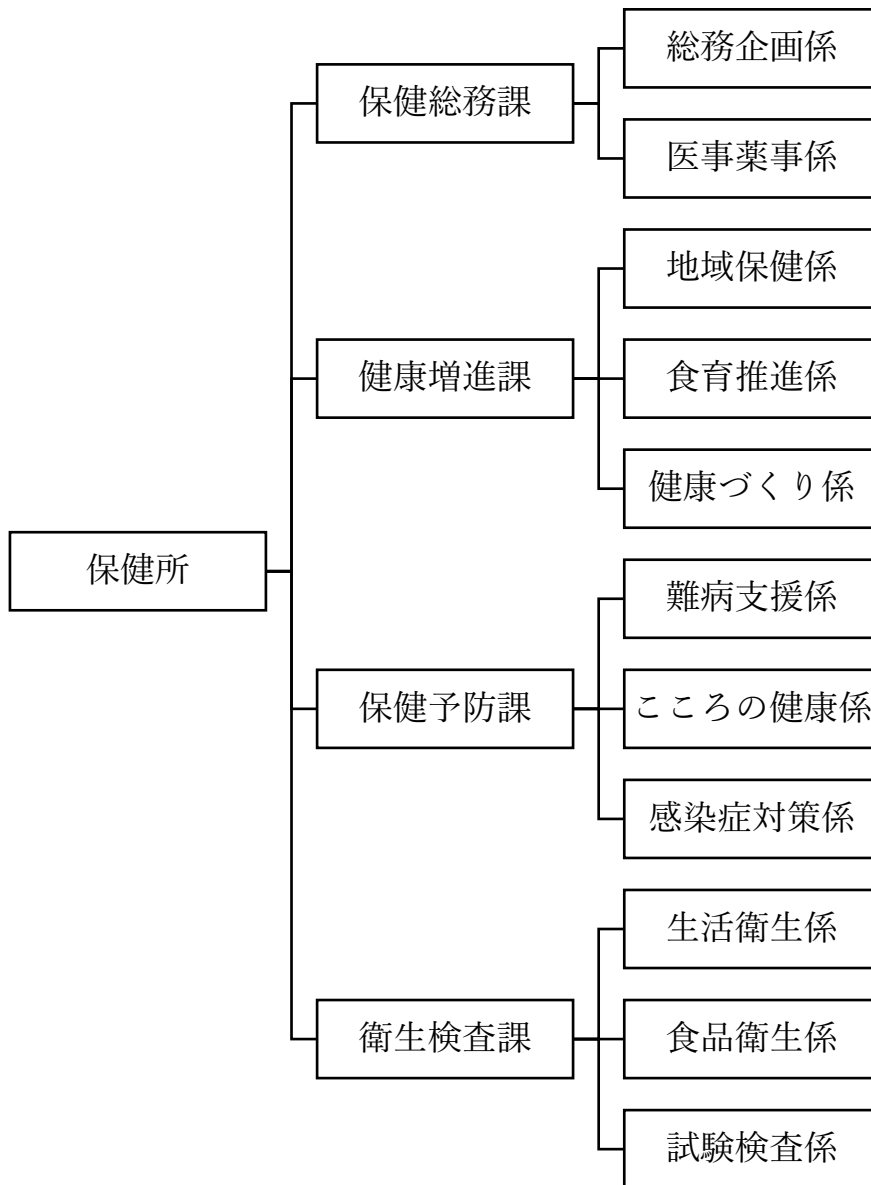
所在地	前橋市朝日町三丁目 36-17
敷地面積	10,065.34 m <sup>2</sup> (前橋市保健所を含む)
建物面積	1,582.15 m <sup>2</sup>
延床面積	5,709.90 m <sup>2</sup> (内保健センター分：4,203.52 m <sup>2</sup> )
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建て
工期	平成4年10月～平成6年3月
施設	1階 受付室、問診室、授乳室、脱衣計測室、内科診察室、歯科診察室 歯科指導室、保健指導室、個別指導室、検尿室、倉庫 2階 事務室、準備室、救急室、健康教室、器具室、倉庫 3階 事務室、相談室、会議室、栄養指導室、指導室、プレイルーム 書庫、更衣室、倉庫 4階 機能訓練室、運動実習室、体力測定室、指導室、救急室、談話室 集団指導室、器具室、更衣室、倉庫 5階 機械室

(3) 富士見保健センター

所在地	前橋市富士見町小沢 117-2
敷地面積	4,912.82 m <sup>2</sup>
建物面積	894.01 m <sup>2</sup>
延床面積	894.01 m <sup>2</sup>
構造等	鉄筋コンクリート (一部鉄骨) 造 平屋建て
工期	平成元年8月～平成2年3月
施設	1階 事務室、記録保存室、保健相談室、準備室、診察室、相談室、 集団指導室、検査室、機能訓練室、栄養指導室、更衣室、倉庫

## 5 組織体制

(平成 29 年 4 月 1 日現在)



6 職員配置 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

	医師	獣医師	薬剤師	化学職	保健師	看護師	管理栄養士	精神保健福祉士	臨床検査技師	歯科衛生士	社会福祉士	事務職	技能労務職	専門員	嘱託	合計
保健所長	1															1
保健総務課	課長											1				1
	総務企画係				1							7				8
	医事薬事係			4								2			1	7
健康増進課	課長				1											1
	地域保健係				6					1		1			1	9
	食育推進係						5					3			1	9
	健康づくり係				7							2			1	10
保健予防課	課長				1											1
	難病支援係				4							2			4	10
	こころの健康係				2			4			1	3				10
	感染症対策係				8				1			1			1	11
衛生検査課	課長		1													1
	生活衛生係		2	1								4	3		1	11
	食品衛生係		1	3	1		2					1			2	10
	試験検査係		2	4	1				2						1	10
計	1	6	12	2	30	-	7	4	3	1	1	27	3	-	13	110

## 7 事務分掌

課名	係名	事務分掌
保健総務課	総務企画係	保健所事業の総括調整に関すること 医療従事者等免許申請の受付に関すること 地域医療体制整備に関すること 保健統計事務に関すること
	医事業事係	病院、診療所、助産所、施術所の許認可に関すること 薬局、医薬品及び医療機器販売業の開設の許認可に関すること 薬物及び劇物販売業の登録に関すること 温泉利用許可等に関すること 上記に関する施設の監視指導に関すること 薬物乱用防止に関すること
健康増進課	地域保健係	健康まえばし 21 の推進に関すること エリアマネージャー体制の推進に関すること 歯と口腔の健康づくりの推進に関すること ウエルネス登録企業との連携に関すること 健康教育・相談に関すること 各種健（検）診・成人歯科健診に関すること
	食育推進係	課の予算・決算に関すること 保健センターの管理・運営に関すること 食育の推進に関すること 食生活改善推進員協議会に関すること
	健康づくり係	保健推進員協議会に関すること がん対策・各種がん検診に関すること たばこ・COPD対策に関すること 熱中症対策に関すること
保健予防課	難病支援係	課の予算・決算に関すること 難病患者地域支援対策推進事業 特定医療費給付に関すること 小児慢性特定疾病医療費支給認定に関すること 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること 特定疾患見舞金の支給に関すること 難病患者在宅支援事業に関すること 難病相談に関すること 難病医療相談会・交流会に関すること 難病友の会に関すること

課名	係名	事務分掌
	こころの健康係	地域精神保健対策に関すること 精神保健福祉相談に関すること 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること 精神障害者の支援区分認定・支給決定・受給者証の交付に関すること 精神障害者の福祉サービス利用相談・認定調査に関すること 自立支援医療（精神通院医療）に関すること 自殺対策事業に関すること
	感染症対策係	感染症予防法に関すること 結核予防に関すること 予防接種に関すること エイズ対策に関すること
衛生検査課	生活衛生係	課の予算・決算と庶務に関すること 生活衛生六法に関すること 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること 水道法及び小水道条例に関すること 遊泳用プールの衛生基準に関すること 墓地等の経営許可に関すること 狂犬病予防法に関すること 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること 猫の去勢・不妊手術費の補助金交付事業に関すること 化製場等に関する法律に関すること スズメバチの駆除・衛生害虫に関すること
	食品衛生係	食品営業許可に関すること 食品衛生監視指導に関すること 食中毒、不良食品の調査に関すること 給食施設の管理・指導に関すること 食品の表示に関すること 食鳥処理場及び食鳥検査に関すること と畜場法に関すること
	試験検査係	各種試験検査に関すること



8 予算

(単位：千円)

課名	係名	事業名	平成 29 年度予算額
保健総務課	総務企画係	職員人件費	671,640
		救急医療事業	695
		休日当番医制事業	11,765
		病院群輪番制病院運営事業	85,849
		医療従事者等養成事業	22,228
		休日歯科診療所補助事業	4,580
		医療施設・設備整備補助事業	1,000,842
		A E D 設置・貸出事業	15,079
		地域医療推進事業	130,913
		夜間急病診療所運営事業	117,904
		高齢者に優しい銭湯づくり等推進事業	500
		公衆浴場経営安定化事業	789
		群馬大学医学部学会補助事業	200
		水道事業会計負担事業	91,667
		保健所管理運営事業	30,788
		健康危機管理対策事業	1,723
	医事業係	医事業指導事業	6,816
	総務企画係	保健衛生統計調査事業	2,082
健康増進課	食育推進係	保健センター管理運営事業	41,199
	地域保健係	健康教育・相談事業	3,471
		健康増進等健康診査事業	126,330
	健康づくり係	がん検診事業	1,110,069
		骨粗鬆症健診事業	10,159
	地域保健係	歯周疾患健診事業	8,912
	健康づくり係	肝炎ウイルス検診事業	7,195
		健康増進事業	23,425
	食育推進係	食育推進事業	8,172
	地域保健係	スマイル健康診査事業	9,805
保健予防課	こころの健康係	精神障害者医療	511
	感染症対策係	予防接種事業	907,274
	こころの健康係	心の健康づくり推進事業	9,817
	難病支援係	難病患者地域支援事業	13,358
	感染症対策係	結核予防事業	5,921

課名	係名	事業名	平成 29 年度予算額
		結核公費負担医療費給付事業	12,467
		感染症予防事業	9,835
		特定感染症予防事業	5,538
	難病支援係	難病患者見舞金支給事業	13,036
		小児慢性特定疾病事業	61,513
衛生検査課	生活衛生係	狂犬病予防事業	4,990
		生活衛生指導事業	3,515
	食品衛生係	食品衛生推進事業	11,180
	試験検査係	試験検査事業	20,433
	生活衛生係	動物愛護・管理推進事業	9,699

### 第3 保健総務課の財務事務について

#### 1 職員人件費

##### (1) 事業の概要

保健所職員の人件費を計上している事業である。

##### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
給料	318,084	361,954	341,721	350,222	347,966
職員手当等	184,089	210,007	202,919	205,062	210,918
共済費	103,628	119,408	108,537	116,356	113,510
合計	605,803	691,369	653,179	671,640	672,396

##### (3) 監査結果及び意見

#### 【職員人件費の事業費への配分について（過年度フォロー・意見）】

(現状及び問題点)

平成 27 年度の包括外部監査において、職員人件費については各課に配分されるのみであり、各事業への配分が行われていない旨を意見している。保健所における事業別予算でも、基本的に直接費相当額のみが予算付けられており、職員人件費などの間接費は配分されておらず、一括して一つの事業として計上されている。しかしながら、多くの場合、人件費は保健所の事業を行うのに主要な経費であると考えられ、この経費を計上しなければ事業に係るすべての経費を把握していないこととなり、事業の経済性や効率性を正しく評価することはできないものとする。

この点について、平成 28 年 8 月 24 日に公表された意見に対する市の考え方等には、「予算上の全会計、全細事業（約 1,300 事業）ごとに標準的な工数を見積もるなど、所要時間を算出し人件費を按分し配分することは不可能に近く、また予算算定上も執行上も極めて非効率である」とし、「トータル事業コストの把握については、毎年度実施しているサマーレビュー用の調書において、各事業に係る人件費（人工）を記載するなど総事業コストの把握に努めている」としている。

本来であれば各事業への配分を行うべきと考えるが、事務執行の効率性等を考え予算とは別枠で管理することは一つの手法ではある。そして、サマーレビュー用の調書では各事業の標準工数に基づく人件費を記載しており、総事業コストについての一定の把握は行われているものと評価できる。

しかしながら、事業の経済性や効率性を評価する上で重要なのは、標準工数（時間）と実際にかかった工数（時間）とを比較することであり、この比較を行うことによって、より適切な人員

配置や効率な事務執行を検討できるものとする。

(改善案)

業務ごとに実際にかかった工数(時間)と標準工数を比較できる体制を構築することが望まれる。長期的には、勤務時間報告をシステム化し、間接費を含めたトータル事業コストを把握できる体制を構築することが望ましい。

### 【出退勤時間の適正な把握について(意見)】

(現状及び問題点)

前橋市では職員の出勤の有無を出勤簿への押印により管理しており、出勤時間及び退勤時間については、特段の記録を行っていない。厚生労働省が平成29年1月20日に策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」によれば、使用者は労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有しており、以下の措置を講ずべきとしている。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(抜粋)

#### 4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

##### (1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

##### (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

##### (3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。特に、入退場記録やパソコン

の使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

しかしながら、出勤簿ではあくまでも出勤した事実が記録されているのみであり、上長等による現認やタイムカードによる記録、ガイドラインに記載されたような措置を講じた自己申告による記録も行われていないことから、労働時間を適正に把握できる体制が構築されているかどうかという点について疑念がある。

一方で時間外勤務については、当初監査を実施した時点では、以下の通り事務を行っていた。

1. 時間外勤務命令を受けた職員は時間外勤務等命令簿に、用務内容及び時間外勤務予定時間を記入し、原則として、事前に所属係長及び課長の承認を受ける。
2. 時間外勤務をした職員本人が、実際の勤務終了時間を記入する。
3. 課長が時間外勤務内容や実際の終了時間の妥当性を確認し押印する。
4. 事務担当者は「時間外勤務等命令簿の時間外勤務時間」を基に、時間外勤務時間や代休日に振替対象となる時間を月単位で集計し、「時間外勤務手当等実績報告書」にまとめ、職員課に報告する。

上記の通り、実際の勤務終了時間は時間外勤務をした職員本人が記載する自己申告制となっている。前橋市役所本庁舎に所在する部課の時間外勤務については、当直職員が退勤時間を確認する仕組みがあるものの、保健所ではこのような確認は行われていない。またタイムカード等による退勤時間の記録もなされていないことから、結果として、実際の勤務終了時間について事後検証を行うことができず、時間外勤務時間の適正な把握がなされていない可能性があった。

上記のような状況であったが、平成 31 年 2 月より前橋市では出退勤システムを導入した。そして時間外勤務については、以下の通り事務を行うこととした。

1. 時間外勤務命令を受けた職員は出退勤システムに命令申請の入力を行う。
2. 出退勤システム上の電子決裁にて、命令申請について所属課長等の承認を受ける。
3. 時間外勤務をした職員本人が、出退勤システムの退勤ボタンを押す。
4. 翌日に実施申請の入力を行う。
5. 出退勤システム上の電子決裁にて、実施申請について所属課長等の承認を受ける。

上記によって、時間外勤務における勤務終了時間は出退勤システム上で管理することが可能となり、一定の検証を行うことは可能となった。

しかしながら現状では、すべての職員にパソコンが貸与されているわけではないことから、出退勤システムでは、出勤時間及び時間外勤務を行わない場合の退勤時間については記録していない。よって、労働時間を適正に把握できる体制が構築されているかどうかという点について、依然として十分な対応が行われていないものとする。

(改善案)

出退勤システムのさらなる活用やタイムカード等のシステムを導入することによって、勤務時間を客観的に記録し、労働時間を適正に把握できる体制を構築することが望ましい。

## 2 救急医療事業

### (1) 事業の概要

市医師会や市内の病院の協力のもと、休日や夜間などの急病やけがに対応するため、症状に応じた救急医療体制を確保するための事業を行った。

#### ○統合型医療情報システムの運営

群馬県が県全域を対象とした救急医療情報センターを整備し、増大する救急医療の需要に対処するため、医療機関と患者搬送機関をコンピューターと通信回線網により連結し、応需可能な医療機関の検索を容易にするとともに有効利用を図るシステムである。

平成 10 年度から、災害時にも対応できる機能を付加した新システムに更新され、平成 27 年度から、救急搬送支援システム、広域災害・救急医療情報システム及び医療・薬局機能情報システムの 3 システムを統合した「統合型医療情報システム」が稼動した。

	端末機の種類	設置数	内容
市内端末機設置数（平成30年4月1日現在）	診療所設置	1台	救急告示診療所 診療可否、空床有無の情報収集
	病院設置	10台	救急告示及び救急協力病院 （うち4病院が災害拠点病院） 科別診療可否、科別空床数の情報収集
災害拠点病院	群馬中央病院 前橋赤十字病院 群馬県済生会前橋病院 群馬大学医学部附属病院		
主な災害情報	患者の転送要請、受入可能患者数、医薬品の備蓄、ライフライン情報など		

○前橋市救急医療懇話会運営補助事業

救急医療に関係する医療機関及び団体が、救急医療業務を円滑に進めるために組織する前橋市救急医療懇話会の運営及び活動に対して補助金を交付した。

○前橋市メディカルコントロール協議会（平成21年度～）

本市におけるメディカルコントロール体制の充実を図るため、前橋市メディカルコントロール協議会を開催し、救急救命士が行う救急業務に対する指示及び指導體制の調整、症例検討会の実施等を行った。また、消防救急車の適正利用を図るために、前橋市消防局管内の転院搬送ガイドラインを策定した。

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成27年度	平成28年度		平成29年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報償費	160	222	195	249	328
旅費	-	-	-	-	12
需用費	78	80	17	43	32
委託料	32	-	-	-	-
負担金補助及び 交付金	581	521	467	403	340
合計	853	823	679	695	713

### (3) 監査結果及び意見

#### 【前橋市救急医療懇話会運営事業補助金の決定根拠について（過年度フォロー）】

平成 25 年度の包括外部監査の結果において、同補助金の額が交付上限の 200 千円で固定化しており、主体的な決定がされていない旨の意見をしている。

当年度の包括外部監査では、以下の通り算定根拠を決定し、補助金を支給していることを確認した。

算定項目	算定金額
群馬県救急医療懇話会参加費	1 人当たり 5,000 円
全体会議費	1 人当たり 500 円
調査研究費（先進地視察）	1 人当たり 8,700 円

## 3 休日当番医制事業

### (1) 事業の概要

市民のための救急医療を確保するため、在宅当番医制による休日診療（内科、小児科、外科、婦人科、耳鼻科及び眼科）を実施した。事業は公益社団法人前橋市医師会に委託した。

周知方法	市広報及び前橋市医師会ホームページで休日の当番医を予め市民に周知し、当日の新聞に掲載する。
実施機関	公益社団法人前橋市医師会
実施体制	内科、小児科 4 か所（年末年始 小児科を 1 か所増設） 外科 2 か所 婦人科 1 か所（高崎市との隔日輪番） 耳鼻科 1 か所（ ” ） 眼科 1 か所（ ” ）
診療時間	午前 9 時～午後 6 時
二次搬送病院	前橋赤十字病院、群馬中央病院、前橋協立病院（平成 29 年 10 月～産婦人科のみ）、群馬県済生会前橋病院（平成 2 年 4 月～）、群馬大学医学部附属病院（平成 27 年 4 月～）



## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
役務費	686	687	686	687	686
委託料	11,078	11,078	11,078	11,078	11,078
合計	11,764	11,765	11,764	11,765	11,764

## (3) 監査結果及び意見

### 【休日（在宅）当番医制事業運営業務委託契約に係る見積書徴取について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市は公益社団法人前橋市医師会との休日（在宅）当番医制事業運営業務委託契約を、医師会の会員である医師が当番制により診療に当たるものであり、他に委託先がないことから、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約によって締結している。

地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) (略)

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。

(3) (以下略)

随意契約の締結にあたっては、前橋市契約規則第 16 条第 1 項で予定価格の作成が求められているが、専門知識を要し、予定価格を定めることが困難であるとして、同項ただし書を適用し予定価格を作成していない。

前橋市契約規則（抜粋）

（随意契約の予定価格の作成）

第 16 条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 6 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、予定価格を定めることが困難又は不相当と認められる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定により予定価格を定める場合において、その契約が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 3 項の予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 予定価格が 80 万円以下の工事の請負契約であって、市長が別に定めるもの(以下「少額工事契約」という。)であるとき。

(2) 緊急の必要がある契約で工事の請負又は役務の提供に係るものであるとき。

また、前橋市契約規則第 17 条第 1 項で随意契約による場合は原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとされているが、見積書を徴することが困難又は不適當と認められるときに該当するものとして、同条第 2 項第 6 号を適用し、見積書を作成していない。

前橋市契約規則（抜粋）

（随意契約の見積書の徴取）

第 17 条 随意契約によろうとするときは、原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、その契約が次の各号のいずれかに該当するときは、1 人でもよいものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるものであるとき。
- (2) 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する契約であるとき。
- (3) 少額工事契約であるとき。
- (4) その他特別な理由があるものであるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず見積書を徴さないことができる。

- (1) 価格を定めて払下げをするとき。
- (2) 相手方が官公署であるとき。
- (3) 法令の規定により価格が一定しているものであるとき。
- (4) 1 件の金額が 10 万円以下のもの
- (5) 価格が確定しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴することが困難又は不適當と認められるとき。

医療という専門知識を要する業務であり、また当番を決定する等市内の関係医療機関との調整能力を有する必要がある業務であることから、公益社団法人前橋市医師会しか行えない業務であり、競争入札に適しない業務であると考えられる。しかしながら、競争原理が働かない契約については、価格の決定にあたってはより慎重にあるべきであり、単に困難である等の理由により、予定価格の作成や見積書の徴取を行わず、結果として価格決定の過程が文書化されないことは好ましくない。

（改善案）

見積書の徴取を行い、価格決定のための算定過程が文書化されることが好ましい。

**【休日（在宅）当番医制事業運営業務委託契約に係る事業実績報告書の記載について（意見）】**

（現状及び問題点）

休日（在宅）当番医制事業運営業務委託契約書第 4 条において、受託者である公益社団法人前橋市医師会は、当該年度終了後速やかに、事業実績報告書を前橋市に提出することとされている。

る。平成 30 年 4 月 10 日に提出された実績報告書には、事業内容として、在宅当番医制実施体制、平成 29 年度延べ受診患者数、救急医療情報の提供等が記載されている。しかし、収支報告について契約等には様式としては明記されておらず、実績報告書にも特段の記載はない。

前橋市は、休日（在宅）当番医制事業に必要な経費として、平成 29 年度では以下の金額を委託料として支払っている。

項目	算定根拠	金額
当番医	$(11,460 \text{ 円} \times 7.5 \text{ 人} \times 72 \text{ 日} + 11,460 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 6 \text{ 日}) \times 1.08$	6,757,732 円
運営事務	$3,840,249 \text{ 円} \times 1.08$	4,147,468 円
救急週間行事推進費	$160,000 \text{ 円} \times 1.08$	172,800 円
	計	11,078,000 円

上記契約においては、上述の通り、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用して、他に委託先がないことから随意契約としている。また、前橋市契約規則第 17 条第 2 項第 6 号を適用し、見積書は徴取していない。さらに、専門知識を要し、予定価格を定めることが困難であるとして、前橋市契約規則第 16 条ただし書を適用し、予定価格を定めていない。

前橋市では、必要な経費を見積もって公益社団法人前橋市医師会に支払っているものの、実際にはどれだけの費用がかかっているのか、実績報告書に収支報告が記載されていないのであれば、把握することができない。見積書を入手しておらず、随意契約によって契約している以上、収支報告を入手して、その支出金額の妥当性を事後的に検証することが望ましい。

(改善案)

実績報告として、収支報告書を入手することが望ましい。なお平成 30 年度分から収支報告書を入手する予定であるとの説明を受けた。

#### 4 病院群輪番制病院運営事業

##### (1) 事業の概要

病院群輪番制により、前橋市夜間急病診療所（夜間）若しくは在宅当番医制（休日）で対応できない重病・重症患者又は平日夜間及び土日祝日の救急搬送患者を受入れる二次緊急医療体制を確保している。搬送病院として、前橋赤十字病院、群馬中央病院、前橋協立病院（平成 29 年 10 月から産婦人科のみ）、群馬県済生会前橋病院、群馬大学医学部附属病院の 5 病院に当番病院制を委託した。

診療科目	内科・外科、産婦人科 小児科（県の委託事業）		
診療時間	(内科・外科)	土日祝日	午前9時～翌日午前9時 平日夜間 午後6時～翌日午前9時
	(産婦人科)	休日昼間	午前9時～午後6時

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成27年度	平成28年度		平成29年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
役務費	76	77	76	77	76
委託料	86,186	85,885	85,884	85,772	85,771
合計	86,263	85,962	85,960	85,849	85,847

## (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 5 医療従事者等養成事業

### (1) 事業の概要

医療従事者の確保を図り、市民の保健医療の充実を目指すため、臨床研修医及び看護学生の実地研修の実施並びに看護師等養成所の運営費を補助した。

#### ① 保健医療福祉学生を対象とした受入状況

学校名		年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数
保健師	群馬県立県民健康科学大学	68	293	27	136	13	53	12	48	12	48		
	群馬大学	47	203	52	206	13	74	14	79	17	194		
	群馬大学大学院	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-		
	桐生大学	16	80	17	49	12	36	12	36	13	52		
	千葉大学	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-		
	高崎健康福祉大学	-	-	-	-	12	96	12	96	24	96		
	群馬パース大学	10	60	10	60	24	129	14	112	24	96		
群馬医療福祉大学	15	67	8	96	13	52	13	39	13	39			

学校名		年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数		
	東京医科歯科大学	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-
看護師	前橋市医師会立前橋高等看護学院	8	100	2	80	2	82	2	94	7	74		
助産師	高崎市医師会立高崎助産師学院	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士	群馬県高等歯科衛生士学院	9	51	1	35	1	48	1	48	9	56		
医師	群馬大学	21	28	10	50	41	60	10	30	12	28		
	信州大学	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2		
	新潟大学	2	2	-	-	2	2	2	4	-	-		
	獨協医科大学	4	8	4	4	4	8	4	8	4	12		
歯科医師	新潟大学	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-		
獣医師	麻布大学	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-		
作業療法士	群馬大学	9	44	-	-	1	20	6	30	5	10		
診療放射線技士	群馬県立県民健康科学大学	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
管理栄養士	桐生大学	9	45	-	-	-	-	-	-	5	5		
	女子栄養大学	12	12	12	12	-	-	-	-	-	-		
	高崎健康福祉大学	5	10	5	25	5	25	5	25	-	-		
	東京家政大学	-	-	7	28	-	-	6	12	-	-		
	東洋大学	-	-	-	-	-	-	6	6	5	10		
その他		5	10	5	5	-	-	-	-				
合 計		245	1,018	160	786	152	694	123	671	152	722		

※人数は延べ人数

### ② 医師臨床研修「地域保健・医療」研修状況

所属病院		年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数		
群馬大学医学部附属病院		34	34	38	38	37	37	0	0	0	0		
合 計		34	34	38	38	37	37	0	0	0	0		

※人数は延べ人数

### ③ 看護師等養成所運営補助

看護に対する市民の関心と理解を深めるとともに、看護師及び准看護師の確保を促進し、もって市内における保健医療体制の充実を図るため、市内の看護師等養成所 3 校の運営に係る経費の一部を補助した。

(単位：千円)

学校名	金額
前橋高等看護学院	7,200
前橋准看護学校	7,600
前橋東看護学校	7,385

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	26	29	22	28	27
負担金補助及び 交付金	22,170	22,200	22,170	22,200	22,185
合計	22,196	22,229	22,192	22,228	22,212

## (3) 監査結果及び意見

### 【看護師等養成所運営補助金の決定根拠について（過年度フォロー）】

平成 25 年度の包括外部監査の結果において、対象となる 3 校に対して交付上限となる 7,400 千円を同額補助しており、算定根拠を明確化すべき旨の意見をしている。また、前橋高等看護学院及び前橋准看護学校については、交付先である公益社団法人前橋市医師会が補助金額を上回る繰越金を有しており、市補助金に占める繰越金の割合が高いことから、減額も含めて補助金額を見直すべき旨を意見している。

前橋市ではこれを受けて、「群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱」（別表 5・1 看護師等養成所運営事業）を参考に対象経費及び基準額を検討し、下記の通り予算の算定根拠を決定した。

(単位：千円)

学校名	養成所経費	事務職員経費	生徒経費	補助金額計
前橋高等看護学院	5,000	400	1,800	7,200
前橋准看護学校	4,700	500	2,400	7,600
前橋東看護学校	5,550	500	1,350	7,400

※生徒経費は各校 4 月 15 日現在における人員又は定員のいずれか少ない方×15 千円/人

従来は学校規模等に関わらず一律とされていたが、見直し後には規模に応じた算定根拠となっており、一定の改善があったものとする。また、交付先である公益社団法人前橋市医師会の繰越金を鑑みて減額を含めて見直すべきと意見した部分については、繰越金は当該事業を行う

ために必要な資金額であるという検討結果になったとの回答を得た。

## 6 休日歯科診療所補助事業

### (1) 事業の概要

休日における市民の歯科診療を確保するため、休日歯科診療所開設運営費の一部を補助した。

所在地	前橋市岩神町二丁目 19 番 9 号				
開設者	前橋市歯科医師会				
開設年月日	昭和 46 年 4 月 4 日				
診療日	日曜・祝日、お盆、12 月 29 日～1 月 3 日				
診療時間	午前 10 時～正午、午後 1 時～3 時 (年末年始 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 4 時)				
診療体制	一診療日につき 歯科医師 1 人 (GW・年末年始 2 人) (前橋市歯科医師会員の輪番制) 歯科衛生士 1 人 (GW・年末年始 2 人)				
診療状況	年度	一般 (人)	小児 (人)	計 (人)	診療日 (日)
	平成 25 年度	733	28	705	71
	平成 26 年度	616	38	654	72
	平成 27 年度	673	36	709	75
	平成 28 年度	669	39	708	74
	平成 29 年度	612	20	632	74

### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
負担金補助及び 交付金	4,260	4,520	4,520	4,580	4,580
合計	4,260	4,520	4,520	4,580	4,580

### (3) 監査結果及び意見

#### 【休日歯科診療所運営事業補助金の決定根拠について（過年度フォロー）】

平成 25 年度の包括外部監査の結果において、同補助金の額が交付上限の 3,850 千円で固定化しており、主体的な決定がされていない旨の意見をしている。当年度の包括外部監査では、以下の通り算定根拠を決定し、補助金を支給していることを確認した。

項目	算定根拠
歯科医師人件費	1 人当たり 40,000 円/日
歯科衛生士人件費	1 人当たり 10,000 円/日
諸経費	5,000 円/日

#### 【休日歯科診療所に対する補助のあり方について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市歯科医師会が行う休日歯科診療所について、前橋市は補助を行っている。上述の通り、平成 25 年度の診療人数は 705 人であるものの、平成 29 年度は 632 人と減少傾向にある。また、休日歯科診療所の 1 日当たりの患者数は以下の通りである。急患に限定していること、歯科は 1 人当たりの診察時間が比較的長いことも要因であるが、1 日当たりの患者数は 8.5 人（診療時間 1 時間あたり 1.7 人）となっている。

	開院日数	合計人数	1 日当たり人数	摘要
4 月	6 日	50 人	8.3 人	
5 月	7 日	74 人	10.6 人	GW3 連休は平均 17.3 人
6 月	4 日	17 人	4.3 人	
7 月	6 日	35 人	5.8 人	
8 月	7 日	58 人	8.3 人	
9 月	6 日	29 人	4.8 人	
10 月	6 日	33 人	5.5 人	
11 月	6 日	40 人	6.7 人	
12 月	8 日	123 人	15.4 人	年末 3 日間は平均 30.7 人
1 月	8 日	116 人	14.5 人	年始 3 日間は平均 26.0 人
2 月	5 日	26 人	5.2 人	
3 月	5 日	31 人	6.2 人	
合計	74 日	632 人	8.5 人	

近年、休日歯科診療を行っている民間の歯科医院も増加していることも考慮すると、現状の診療日や診療時間を見直す時期であるのではないかと考える。



(改善案)

休日歯科診療所のあり方と補助の方法について、検討すべきではないかと考える。例えば、婦人科や耳鼻科、眼科については高崎市と隔日輪番で行っていること等を鑑み、休日歯科診療所についても、高崎市と隔日で行うことを検討してはどうか。一方で、民間の歯科医師が休業していることが多い年末年始や連休には患者数が増加していることから、これらを補完するような開院時間とすることも一案ではないかと考える。

また、休日歯科診療所はあくまでも前橋市歯科医師会が行っている事業であり、前橋市としてはその運営に対して補助を行っているので、診療日や診療時間についても前橋市歯科医師会が主体的に決定するものと考えているが、前橋市として補助の対象を特定の診療日等に限定するという方法を採用することも考えられる。

## 7 医療施設・設備整備補助事業

### (1) 事業の概要

公的医療機関の医療施設・設備整備に対する補助金交付を行い、市民の健康増進を図ることを目的としている。平成29年度は、歯科医師会の休日歯科診療機器整備事業及び前橋赤十字病院の病院建設事業に対し、補助金を支出した。

医療機関名	整備内容	金額(千円)
前橋赤十字病院	病院移転支援補助金	1,000,000
前橋市歯科医師会	AED・エアコンプレッサー更新	472

### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成27年度	平成28年度		平成29年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
負担金補助及び 交付金	569,787	1,000,764	1,017,342	1,000,842	1,000,472
合計	569,787	1,000,764	1,017,342	1,000,842	1,000,472

### (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 8 AED設置・貸出事業

### (1) 事業の概要

市民の救急救命率を向上するため、市内コンビニエンスストア及び市有施設等へ心肺蘇生機器であるAED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、市内において各種行事等を主催する団体等へAEDの貸出を行った。また市有施設等におけるAEDの設置状況調査を行った。

#### ○年度別市有施設等設置台数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置台数	44 台	85 台	37 台	34 台	43 台

※上記の台数は、本事業に係る設置台数のみ。

#### ○コンビニ設置台数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

	セブン-イレブン	セーブオン	ローソン	ミニストップ	ファミリーマート	デイリーヤマザキ
設置台数	81 台	23 台	18 台	15 台	13 台	2 台

#### ○市有施設等のAED設置状況（各年度 4 月 1 日現在）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置施設数	198 施設	208 施設	224 施設	235 施設	245 施設
設置台数	208 台	223 台	240 台	250 台	261 台

※平成 25 年度からは、前橋工科大学を除いた数。

#### ○AED貸出状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸出件数	36 件	39 件	44 件

※貸出用AEDは4台（保健総務課3台、粕川支所1台）で運用

### (2) 決算の状況

（単位：千円）

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	12	20	-	-	191
委託料	39	13	12	19	-
使用料及び賃借料	6,579	7,989	8,145	15,060	11,694
合計	6,631	8,022	8,158	15,079	11,886

平成 29 年度の金額が増加しているが、これは市内コンビニエンスストアへの設置や、市有施設における新設及び耐用年数到来に伴い、更新 A E D の貸借台数が増加したためである。

### (3) 監査結果及び意見

#### 【A E D 貸出管理簿の記載について（意見）】

（現状及び問題点）

担当課では、A E D の貸出先等を管理するため貸出管理簿を電子ファイルにて作成している。貸出管理簿を閲覧したところ、以下の貸出先に対して返却日が記載されておらず、管理簿上は貸し出したままとなっていた。なお担当者に質問したところ、実際にはいずれも返却されているとの説明を受けた。

No.	申請日	団体名	行事名称	開催場所	貸出 開始日	貸出 終了日	返却日
20	H29.7.7	天川大島町原町自治会	原町納涼祭	原町公園	H29.8.4	H29.8.7	—
27	H29.8.18	粕川地区市民体育祭実行委員会	第 54 回 粕川地区市民体育祭	粕川中学校校庭	H29.9.28	H29.10.2	—
43	H30.2.7	前橋南面千本桜まつり実行委員会	平成 30 年 前橋南面千本桜まつり	みやぎ千本桜の森公園ほか	H30.4.5	H30.4.24	—

担当課の補足説明によれば、貸出管理簿はあくまでも貸出実績を把握するための参考資料としての位置づけであり、実際に返却を受けたかどうかは、借主から提出を受ける実績報告書にて管理している旨の説明を受けた。

しかしながら、実績報告書では個々の A E D の貸出状況を把握することはできるものの、一覧性に向け、網羅的な貸出状況の確認は容易ではない。よって、一覧表として作成されている貸出管理簿も適時に作成することが望ましいと考える。

（改善案）

A E D が返却された際には、貸出管理簿上にも速やかに返却日を記載することが望ましい。

## 9 地域医療推進事業

### (1) 事業の概要

地域医療の確保及び充実に図るため、特別交付税を活用し、救急告示病院である公的病院等に対して運営助成を行った。

### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
負担金補助及び 交付金	268,724	428,724	325,037	130,913	136,731
需用費	68	-	-	-	-
合計	268,792	428,724	325,037	130,913	136,731

平成 28 年度の金額が増加しているが、これは医師会館の建設補助金 160,000 千円を交付したことによる。

### (3) 監査結果及び意見

#### 【地域医療推進事業補助金交付要項の補助事業者について（意見）】

(現状及び問題点)

補助金交付要項によれば、補助事業者には以下の記載がある。

補助事業者とは、市内に所在地を有する次のいずれにも該当する病院とします。

1 日本赤十字社、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人（済生会を除く。）、組合連合会又は公立学校共済組合が設置及び運営する病院

2 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条の規定により告示された病院

上記のうち、北海道社会事業協会とは、「北海道の医療・福利の過疎を軽減する」という命題のもと発足しており、北海道社会事業協会という組織のもと、営利を追求しない医療・福祉の事業を続けてゆくことは、北海道特に地域医療を守るために、まさに適切であり、相応しいことであると自負してあると、ホームページに記載があることから、北海道の団体であり、前橋には存在しないことから、交付要領に入れる必要はないと考える。

(改善案)

前橋市の実態に適した、交付要項とすることが望ましい。

## 10 夜間急病診療所運営事業

### (1) 事業の概要

夜間の急病患者に対する応急診療を行うため、公益社団法人前橋市医師会へ業務委託を行い、夜間急病診療所を開設した。

所在地	前橋市朝日町四丁目9番5号							
開設年月日	昭和52年8月24日							
運営業務	公益社団法人前橋市医師会							
診療科目	内科、小児科							
診療日	毎日（年中無休）							
診療時間	午後8時～午前0時（インフルエンザ流行に伴い、平成29年4月2日から平成29年5月28日まで及び、平成29年12月3日から平成30年3月25日までの日曜祝日・年末年始午前9時～正午に臨時開設した）							
診療体制	一診療日につき 医師 2人（内科、小児科 各1人）（前橋市医師会員の輪番制） 薬剤師 1人、GW・年末年始・12月～3月の土日祝日、臨時開設2人（前橋市薬剤師会員の輪番制） 看護師 平日2人、土日祝日・GW・お盆・年末年始等、臨時開設3人 事務員 1人、臨時開設2人							
二次搬送病院	前橋赤十字病院（昭和52年9月の開設時～） 群馬中央病院（昭和52年9月の開設時～） 前橋協立病院（昭和52年9月の開設時～平成29年9月） 群馬県済生会前橋病院（昭和52年9月の開設時～） 群馬大学医学部附属病院（平成27年4月～）							
敷地面積	1,983.22 m <sup>2</sup>							
診療内容別患者数	（単位：人）							
	区分 年度	内科	小児科	外科	耳鼻科	眼科	その他	計
	平成25年度	5,116	3,907	37	179	14	15	9,268
	平成26年度	5,547	3,889	49	169	29	19	9,702
	平成27年度	5,362	3,842	32	182	12	35	9,465
	平成28年度	5,271	4,483	26	157	23	24	9,984
	平成29年度	4,899	4,431	36	158	22	10	9,556

病院名・区分		年度				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日赤病院	転送患者	91	112	100	147	135
	入院患者	33	38	33	56	35
中央病院	転送患者	88	75	82	99	106
	入院患者	41	33	36	47	46
協立病院	転送患者	44	39	32	34	31
	入院患者	14	12	13	8	9
済生会病院	転送患者	44	56	17	24	22
	入院患者	28	34	13	11	7
群大病院	転送患者	0	0	33	27	24
	入院患者	0	0	6	5	10
その他	転送患者	17	15	7	4	3
	入院患者	3	7	3	0	1
計	転送患者	284	297	271	335	321
	入院患者	119	124	104	127	108

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	5,351	5,677	5,808	5,162	4,562
役務費	635	635	651	639	587
委託料	106,293	106,856	107,626	112,103	111,122
使用料及び賃借料	997	998	997	-	-
工事請負費	1,111	-	723	-	1,080
備品購入費	-	-	518	-	225
扶助費	-	-	1,500	-	-
合計	114,389	114,166	117,826	117,904	117,576

## (3) 監査結果及び意見

### 【契約書に記載のない薬剤師の増員について（監査結果）】

(現状及び問題点)

市は、夜間及び季節性インフルエンザや感染性胃腸炎等の流行する時期の休日昼間における急病疾患に対して応急医療に必要な診療を行うために、前橋市夜間急病診療所を開設しており、この運営業務を公益社団法人前橋市医師会に委託している。

契約書において、医師、薬剤師、看護師、事務員の報酬日額は、別表に決められており、また、委託金額は総額で、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間で 108,694,440 円と定められている（上記記載の医師等の報酬を含む）。なお、委託金について剰余金が生じた場合には、市に戻入されるものとしている。

季節性インフルエンザや感染性胃腸炎等の流行する特定月や年末年始や盆休みなど、受診者の増加が見込まれる日は、医師等の増員が可能な旨が契約書で予め決められている。ただし、事務員については受診者の増加等必要に応じて 1 名を増員するものとし、増員日については、医師会に事前に連絡するものとしている。

平成 30 年 3 月末までの 1 年間の実績を確認したところ、医師、看護師、事務員の人員は、契約書の別表に定められている通りであったが、薬剤師の人数は、契約書に定められた日数と異なっている部分があった。

そのうち 1 件は、平成 29 年 12 月 4 日付で、前橋市薬剤師会から「夜間急病診療所薬剤師増員のお願い」が提出されており、インフルエンザが流行する 12 月 9 日~3 月初旬（ただし患者数の動向により変動の可能性あり）に薬剤師を 2 名体制にして欲しいとの要請があり、市では医師会運営会議にて協議した結果を踏まえ、増員に同意したものであるとの説明を受けた。

一方で、平成 29 年 4 月 28 日(金)の平日は、契約書では薬剤師 1 名となっているが、実際には 2 名で勤務しており、これについては通知等はなされていない。

(改善案)

12 月~3 月の増員については、前橋市薬剤師会から依頼文が提出されており、やむを得ない対応であったとも考えられるが、4 月 28 日においては、事前の許可なく増員がなされており、これに対して市では増員分の報酬を支払っている。薬剤師等においても、季節性インフルエンザや感染性胃腸炎等が流行する時期には、当然多忙になることが予想されるため、契約書において、増員する場合の方法を明記しておくべきである。

11 高齢者に優しい銭湯づくり等推進事業

(1) 事業の概要

高齢者や障害者が安心して公衆浴場を利用できるように、公衆浴場の設備改善経費の一部を補助した。

○補助金交付先：該当する公衆浴場

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
負担金補助及び 交付金	-	500	-	500	-

合計	-	500	-	500	-
----	---	-----	---	-----	---

平成 26 年度以降、交付実績はない。

### (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 12 公衆浴場経営安定化事業

### (1) 事業の概要

悪化している公衆浴場の経営を安定させるため、上・下水道料金及び固定資産税の一部を各公衆浴場に対し補助した。

補助上限額	①と②の合計額 ① 上・下水道料金の 2 分の 1 ② 固定資産税相当額の 3 分の 1 (平成 3 年度～) ※平成 7 年度から固定資産税相当額の 3 分の 2 は減免されている													
補助金額	(単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>1,214,000</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,186,000</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>721,000</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>783,000</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>750,000</td> </tr> </tbody> </table>		年度	補助金額	平成 25 年度	1,214,000	平成 26 年度	1,186,000	平成 27 年度	721,000	平成 28 年度	783,000	平成 29 年度	750,000
年度	補助金額													
平成 25 年度	1,214,000													
平成 26 年度	1,186,000													
平成 27 年度	721,000													
平成 28 年度	783,000													
平成 29 年度	750,000													

### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
負担金補助及び 交付金	721	725	783	789	750
合計	721	725	783	789	750



### (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 13 群馬大学医学部学会補助事業

### (1) 事業の概要

専門知識の習得や高度な最新医療の普及を図る学会を支援し、もって地域医療の向上を推進するため、市内で開催される群馬大学医学部が関係する保健福祉分野に貢献する各種学会に対して、補助金を交付した。

○平成 29 年度の補助対象

学会名等	開催日
第 76 回日本泌尿器科学会群馬地方会	平成 29 年 6 月 10 日
第 64 回北関東医学会総会	平成 29 年 9 月 21～22 日
日本東洋医学会関東甲信越支部 2017 年度 群馬県部会	平成 29 年 11 月 23 日

### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
負担金補助及び 交付金	500	450	300	200	150
合計	500	450	300	200	150

### (3) 監査結果及び意見

#### 【群馬大学医学部学会補助金交付の効果測定について（意見）】

(現状及び問題点)

群馬大学医学部が関係し前橋市内で開催され、かつ、保健福祉分野に貢献する各種学会に対する補助金である。対象経費は、学会開催人件費、会場使用料、通信費、消耗品費、印刷費、講師謝礼金等であり、対象経費の範囲の額とし、地方学会は 50,000 円、全国学会は 100,000 円を補助している。

平成 29 年度は、予算 200 千円に対して決算額 150 千円であり、以下の 3 学会に対して補助金を交付した。

- ①第 76 回 日本泌尿器科学会群馬地方会
- ②第 64 回 北関東医学会総会
- ③日本東洋医学会関東甲信越支部 2017 年度群馬県部会

補助金交付目的としては、「専門知識の習得や高度な最新医療の普及を図る学会に補助することにより、地域医療の向上を推進する」とあり、平成 7 年度から補助を実施している。市内にある県内唯一の医学部であることから、本市の地域医療にも大きく貢献していること等を考慮し補助を実施しているとの説明を受けた。しかし、市内で開催された学会に補助することにより、どのように前橋市の地域医療の向上を推進するのか、その効果が明らかにされていない。

(改善案)

少額とはいえ補助金を交付しているのであるから、なんらかの方法で効果測定を実施し、補助金の交付目的を達成できているのか検証する必要があると考える。

## 14 水道事業会計負担事業

### (1) 事業の概要

地域の公衆衛生の確保を図るため、土地区画整理事業等に伴う配水管布設費に対し出資及び水道事業会計経費の負担をした。

### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
負担金補助及び 交付金	27,418	23,413	22,658	19,381	20,322
投資及び出資金	82,029	56,899	69,435	72,286	73,922
合計	109,447	80,312	92,093	91,667	94,244

### (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 15 保健所管理運営事業

### (1) 事業の概要

保健所の管理運営に関する支出を計上している。

### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	1,472	1,482	1,502	194	158
共済費	197	209	210	-	-
報償費	150	200	200	200	200
旅費	556	700	499	669	445
交際費	246	200	254	200	211
需用費	15,689	16,906	14,786	16,187	16,206
役務費	5,426	5,425	3,705	4,053	3,809
委託料	7,104	7,498	7,292	7,706	7,305
使用料及び賃借料	1,190	1,082	1,068	1,082	1,092
工事請負費	-	-	972	-	3,024
備品購入費	-	-	444	-	984
負担金補助及び 交付金	232	452	504	444	266
公課費	52	24	26	53	52
合計	32,320	34,178	31,467	30,788	33,756

### (3) 監査結果及び意見

#### 【起案書の記載間違いの訂正方法について（意見）】

(現状及び問題点)

委託業務の起案書について、行政情報分類番号が間違っ記載されており、それを鉛筆書きで訂正しているものがあつた。実際の文書管理は正しい行政情報分類番号で行われているものの、起案書という文書の重要性から鑑みて、安易な方法での訂正は好ましいものではない。

(改善案)

二重線を引いて訂正印を押印する等の訂正方法が望ましい。

## 【起案書の記載方法について（意見）】

（現状及び問題点）

起案書の中に、所定の決裁日欄に記載がないものや、決裁日を鉛筆書きで記載されているものが散見された。

まず前橋市としては、文書の作成は原則として黒又は青のインクを用いたボールペンを使用することとしており、必ずしも鉛筆の使用を禁止しているわけではない。しかしながら鉛筆書きでは、容易に改ざんが可能なため、適切な文書管理をする上では、望ましいとはいえない。

また決裁日は、決裁責任者が押印する決裁印にて把握できるものの、「前橋市行政情報等取扱規程」が定める様式には所定の欄が設けられていること、合議の終了の日をもって決裁日とする場合があることを鑑みると、適切に所定の欄に記入することが好ましいと考える。

### 前橋市行政情報等取扱規程（抜粋）

第 14 条 事務処理の発議は、起案用紙(様式第 5 号)を用いて起案する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号の定めるところにより処理することができる。

- (1) 起案について別に様式が定められているものについては、当該様式を用いて処理する。
- (2) 定例又は軽易な事案については、当該文書等の余白に処理案を朱書し、又は付せんを用いて処理する。
- (3) 事務の処理上、一定の帳票又は簿冊を用いることが適当なものについては、当該帳票又は簿冊を用いて処理する。

第 18 条 起案文書の決裁は、前橋市事務決裁規程(平成 6 年前橋市訓令甲第 1 号)の定めるところによる。

第 25 条 決裁済の起案文書のうち市長及び副市長の決裁に係るものは、秘書課において決裁印(様式第 6 号)を押印し、当該起案文書の所管の課に返付しなければならない。

第 27 条 文書等の作成に当たっては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 情報公開を前提に、プライバシーなどにじゅうぶん配慮するほか、市民にわかりやすい形式及び表現となるよう配慮すること。
- (2) 市民あての文書等は、市民と行政とが対等、協力関係にあることを念頭に置き、適切な表現を用いて作成すること。
- (3) 前例や慣例にとらわれず、事務の目的と根拠を自覚して、事務の流れに沿って文書等の作成を行うこと。
- (4) 会議、交渉又は協議の結果等については、日時、会議場所、双方の出席者氏名、件名、具体的内容等を記入した文書等の作成を行うこと。

様式第5号(第14条関係)

起 案	・ ・	決 裁	・ ・	施 行	・ ・
行 政 情 報 分 類 番 号				文 書 番 号	第 号 施 行 区 分
情 報 公 開 区 分	1 公 開 2 部 分 3 非 公 開	条 例 該 当 号 (1 法 令 2 個 人 3 法 人 4 意 思 5 事 業 6 協 力 7 安 全 8 提 供) 非 公 開 事 由			個 人 情 報 1 有 2 無
起 案 者	部 課				庁 内 電 話 番
決 裁 区 分	市 長 副 市 長			施 行 取 扱 上 の 注 意	
決 裁 印	起 案 部 課	部 長 課 長 係 長 係 員			
	合 議 部 課	部 長 課 長 係 長			
公 印					
件 名					

様式第6号(第25条関係)

決 裁 印



前橋市事務決裁規程（抜粋）

第13条 決裁は、原則として順次起案者の直属上司の決定及び関係部課の合議を経た後、決裁責任者から受けなければならない。

2 前項に規定する直属上司の決定及び関係部課の合議の順序は、次のとおりとする。

(1) 起案者と同一部内の他の課に関係のあるものは、関係課長の合議を経てから当該起案事項を所管する部長(次号及び第3号において「所管部長」という。)の決裁又は決定を受けるものとする。

(2) 起案者の属する部課以外の部課に関係のあるもので決裁責任者が市長又は副市長のものは、起案者の直属上司及び所管部長の決定を受けてから、関係の深い関係部課の合議を経て、決裁責任者の決裁を受けるものとする。ただし、所管部長が情報政策担当部長のものは、情報政策担当部長の決定後、政策部長の決定を受けるものとする。

(3) 起案者の属する部課以外の部課に関係のあるもので決裁責任者が所管部長のものは、起案者の直属上司の決定及び関係の深い関係部課の合議を経てから、決裁責任者の決裁を受けるものとする。

(4) 起案者の属する課以外の課に関係のあるもので決裁責任者が当該起案事項を所管する課長のものは、起案者の直属上司の決定及び決裁責任者の決裁を受けてから、関係部課の合議を受けるものとする。

第15条 決裁は、決裁責任者の決裁の日をもって決裁日とする。ただし、課長の専決事項のもので合議を必要とする場合は、当該合議の終了の日を決裁日とする。

(改善案)

適切な文書管理をする観点から、容易に改ざん可能な鉛筆書きではなく、ボールペン等で記載するのが望ましい。また、決裁文書の中で決裁日は重要な部分であるため、省略することなく記載を徹底することが望まれる。

## 16 健康危機管理対策事業

### (1) 事業の概要

市民の生命や健康の安全を脅かす健康危機の発生に適切に対応するため、健康被害の発生予防、拡大防止等に必要な対策を行った。

平成 29 年度は新型インフルエンザ等関係対策として、新型インフルエンザ等の発生に対応するため、マスク、防護服、消毒薬、医薬材料等の物品の確保とともに、特定接種に係る体制を強化するために負担金を支出した。また、前橋市災害医療保健対策会議を開催し、大規模災害時の保健医療活動に係る体制整備についての通知が国から都道府県知事宛てに発出されたことなどに伴い、群馬県及び本市の対応方針について情報共有を行った。

### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報償費	87	211	96	211	96
旅費	0	37	678	37	108
需用費	1,921	1,840	1,411	1,475	1,232
負担金補助及び 交付金	-	-	-	-	2,106
合計	2,009	2,088	2,185	1,723	3,543

平成 29 年度は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による前橋市関係職員に対する特定接種に対応するため、公益社団法人前橋市医師会の当番表作成システムを機能強化することに伴い、その実費を負担金として支出した。そのため、負担金補助及び交付金が増加している。

### (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 17 医事業指導事業

### (1) 事業の概要

医療施設や薬局などに対する許認可や監視、指導を通じて、市民が安心して利用できる環境づくりに取り組んだ。

○医事関係事業

病院や診療所、助産所、施術所などに対する許認可や監視、指導を実施した。

① 病院・診療所等の施設数

施設区分 \ 年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
病 院		21	21	21	21	21
一般診療所	有床	23	22	22	22	22
	無床	325	323	324	322	321
歯科診療所		198	200	199	198	198
助産所		9	8	8	8	8

② 病院・診療所の病床数

施設区分 \ 年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
病 院	一般病床	3,158	3,158	3,148	3,103	3,103
	療養病床	402	402	408	408	408
	結核病床	9	9	9	9	9
	精神病床	983	983	923	923	902
	感染病床	8	8	8	8	8
	合 計	4,560	4,560	4,496	4,451	4,430
一般診療所	一般病床	304	301	301	315	315
	療養病床	14	14	14	14	14
	合 計	318	315	315	329	329

③ 施術所等の施設数

施設区分 \ 年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施術所	あん摩・鍼	234	232	243	248	257
	柔道整復	155	164	164	168	169
歯科技工所		79	78	79	80	81
衛生検査所		8	8	9	9	9



④ 病院・診療所等への立入検査件数

施設区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
病 院	医療監視		21	21	20	21	26
	使用前検査		0	3	4	7	4
一般診療所 (有床)	医療監視		4	6	6	5	7
	使用前検査		1	1	1	2	0
一般診療所(無床)			10	9	13	7	10
歯科診療所			9	5	6	5	7
助産所			0	0	0	0	0

⑤ 施術所等への立入検査件数

施設区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施術所	あん摩・鍼		14	9	10	14	10
	柔道整復		10	13	9	5	5
歯科技工所			1	1	2	3	2
衛生検査所			3	4	3	5	4

○薬事関係事業

薬局などに対する許認可や監視、指導のほか、薬物乱用防止の啓発活動や温泉利用施設への立入検査を実施した。

① 薬局等の施設数と監視の状況

施設等区分			年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医 薬 品	薬局	施設数		137	151	151	155	156
		監視数		35	54	49	58	63
医 療 機 器 等 法 関 係	薬局製造販売医薬品 製造販売業	施設数		7	7	5	4	4
		監視数		3	0	4	0	2
	薬局製造販売医薬品 製造業	施設数		7	7	5	4	4
		監視数		3	0	4	0	2
	店舗販売業(一般販 売業及び薬種商販売 業を含む)	施設数		75	80	78	76	79
		監視数		42	20	27	47	28
	卸売販売業(卸売一 般販売業を含む)	施設数		43	43	40	40	40
		監視数		15	6	15	6	14

施設等区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
毒 劇 法 関 係	特例販売業	施設数	3	3	3	3	3
		監視数	0	3	0	2	0
	高度管理医療機器等 販売業・貸与業	施設数	186	201	204	208	207
		監視数	39	50	47	100	45
	管理医療機器販売 業・貸与業	施設数	716	759	799	890	901
		監視数	102	95	94	179	126
	再生医療等製品販売 業※	施設数	-	-	-	2	2
		監視数	-	-	-	1	0
	一般販売業	施設数	148	144	139	136	132
		監視数	55	25	47	39	36
	農業用品目販売業	施設数	35	36	31	33	33
		監視数	19	3	6	27	1
特定品目販売業	施設数	9	8	7	5	5	
	監視数	3	0	0	2	1	
業務上取扱者（電気 めっき事業）	施設数	4	4	4	4	4	
	監視数	0	0	0	0	0	

※平成 28 年 4 月 1 日より、群馬県から本市に移譲

## ② 薬物乱用防止啓発活動

「薬物乱用はダメ。ゼッタイ。」のスローガンの下、薬物乱用防止前橋地区推進連絡会議の構成員並びに構成団体の協力により薬物乱用防止に向けた各種啓発活動を実施した。

開催日	事業名（会場）	活動内容	対象者数
平成 29 年 6 月中旬 から 7 月中旬まで	薬物乱用防止に係る懸垂 幕の設置	懸垂幕を活用した薬物乱 用防止啓発活動	—
平成 29 年 6 月 23 日	「薬物乱用防止」出前講 座	薬物乱用防止に繋がる講 習	約 770 人
平成 29 年 6 月 26 日	6. 26 ヤング街頭キャン ペーン （J R 前橋駅、新前橋駅）	6・26 国際麻薬乱用撲滅デ ーに合わせ、全国で一斉に 行われる啓発活動	約 7,400 人
平成 29 年 8 月 20 日	第 43 回ホリデーインま えばし（敷島公園）	夏休みの青少年向けイベ ントにおける啓発活動。麻 薬探知犬のデモンストレ ーション等を実施	約 9,200 人
平成 29 年 10 月 7 日	前橋まつり（前橋市中心 市街地）	前橋まつりにおける啓発 活動	約 4,000 人

開催日	事業名（会場）	活動内容	対象者数
平成 29 年 10 月 29 日	健康フェスタ（前橋市中央公民館）	健康フェスタ来場者への啓発活動	約 400 人
平成 29 年 11 月 30 日	「薬物乱用防止」出前講座	薬物乱用防止に繋がる講習	約 180 人
通年	薬物乱用防止指導員による啓発活動	市内の小・中・高校における啓発活動	32 校 8,987 人
	各地域における啓発活動	各地区の集会、街頭等における啓発活動	延べ 103 回 11,322 人

### ③ 温泉利用施設の監視指導

県が実施する源泉調査に協力するとともに、温泉利用許可施設における温泉の適正利用、管理状況について監視、指導を実施した。

温泉地名	源泉名	利用区分	泉質名
前橋温泉	医王薬師の湯	浴用	N a 塩化物温泉（弱アルカリ性低張性高温泉）
前橋荻窪温泉	あいのやまの湯	浴用	N a ・ C a 塩化物温泉（弱アルカリ性高張性高温泉）
前橋駅前温泉	くりまの湯	浴用	N a 塩化物温泉（中性低張性高温泉）
前橋松並木温泉	天の川源泉	浴用	N a 塩化物温泉（低張性弱アルカリ性高温泉）
鎌倉温泉	鎌倉の湯	浴用	N a 塩化物・炭酸水素塩温泉（中性低張性高温泉）
大胡温泉	三山の湯	浴用	メタケイ酸（中性低張性冷鉱泉）
赤城温泉	新島の湯	浴用	C a ・ M g ・ N a 炭酸水素塩温泉（中性低張性高温泉）
	久保田の湯	浴用	C a ・ M g ・ N a 炭酸水素塩温泉
赤城高原温泉	手の湯、島の湯	浴用	メタケイ酸（中性低張性冷鉱泉）
滝沢温泉	滝沢の湯	浴用	C a ・ M g ・ N a 炭酸水素塩冷鉱泉（中性低張性冷鉱泉）
粕川温泉	ささらの湯	浴用	アルカリ性単純温泉（アルカリ性低張性低温泉）
粕川中之沢温泉	みはらしの湯	浴用	単純温泉（中性低張性低温泉）
富士見温泉	見晴らしの湯	浴用	N a ・ C a 塩化物温泉（中性高張性高温泉）
前橋南温泉	利休の湯	浴用	N a 塩化物・炭酸水素塩温泉（低張性弱アルカリ性高温泉）

※表は、前橋市内で温泉利用されている源泉の種類

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	6,336	4,800	4,680	4,704	4,704
共済費	975	789	774	796	761
報償費	43	140	52	140	43
旅費	78	169	102	169	69
需用費	718	828	669	813	733
役務費	88	127	88	120	89
委託料	0	55	-	55	-
使用料及び賃借料	18	19	18	19	18
合計	8,257	6,927	6,385	6,816	6,420

## (3) 監査結果及び意見

### 【病院医療監視の実施結果のフォローアップについて（意見）】

(現状及び問題点)

病院の医療監視の結果については、適合・不適合・注意・口頭指導の4区分で判定しており、法律に適合していない事項を不適合、法律に一部適合していない事項又は通知等に適合していない事項を注意、通知等に一部適合していない事項を口頭指導としている。

医療監視結果を閲覧したところ、同じ医療機関に対して前年と同じ注意事項が発生しているものがあつた。

検査項目	平成 28 年 10 月 13 日実施 医療監視結果より	平成 29 年 10 月 17 日実施 医療監視結果より
薬剤部門 ①毒物及び劇物の管理及び取り扱い ②医薬品の安全使用のために必要となる未承認等の医薬品の使用の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策	① 毒物・劇物は他のものと区別して保管して下さい。 未承認、禁忌又は適用外に当たる医薬品の使用等の情報を収集し、安全使用を目的とした改善のための方策を規定してください。	① 劇薬はその他の医薬品と区別して保管して下さい。(調剤室、3F ナースステーション救急カート) 未承認、適用外又は禁忌に当たる医薬品の使用等の情報を収集し、安全使用を目的とした改善のための方策を規定してください。

検査項目	平成 28 年 10 月 13 日実施 医療監視結果より	平成 29 年 10 月 17 日実施 医療監視結果より
医療機器部門 ・医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策	・未承認、禁忌、禁止又は適用外に当たる医療機器の使用等の情報を収集し、安全使用を目的とした改善のための方策を規定してください。	・未承認、適応外又は禁忌・禁止に当たる医療機器の安全使用のために必要な情報を収集してください。

(改善案)

注意事項は、努力義務や推奨される事項に対して行っているものであり、より良い医療環境を求める助言的な性格である。しかしながら、複数年にわたって同じ注意事項があり改善がみられない場合には、3 か月ごとに状況報告を求める不適合事項とは同程度ではなくても、一定の期間ごとに改善状況等を確認する等のフォローアップ体制があることが好ましいと考える。

**【前橋市衛生検査所精度管理専門委員の委嘱について（意見）】**

(現状及び問題点)

前橋市衛生検査所精度管理専門委員の委嘱についての起案の中で、専門委員の推薦状の日付が入っていないものがあつた。また、専門委員の承諾書についても、日付が記載されていないものがあつた。

(改善案)

文書の受付印にて市が受領した日付は把握できるものの、事後的に問題とならないように、推薦日や承諾日は必ず記載するよう依頼する必要がある。

**18 保健衛生統計調査事業**

**(1) 事業の概要**

様々な視点から社会経済等実態をとらえ、厚生労働行政に係る諸施策の基礎資料を得ることを目的として、各種保健衛生統計調査を行った。

○平成 29 年度に実施した統計調査

調査名	調査目的	平成 29 年度実績
人口動態調査	人口動態事象(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	毎月報告
国民生活基礎調査	国民生活の基礎的事項を把握し厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の親標本を設定するために実施。	調査日：6月1日 調査地区数：2地区
社会保障・人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査)	人々の生活、家族関係と社会経済状態、社会保障制度の果たしている機能を把握し、行政施策の基礎資料を得る。	調査日：7月1日 調査地区数：1地区
医療施設静態調査(3年に1度)	医療施設(病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	調査日：10月1日 調査対象施設数：すべての病院、診療所(病院21施設、一般診療所342施設、歯科診療所197施設)
患者調査(3年に1度)	医療施設(病院・診療所)を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	調査日：各調査対象医療施設ごとに厚生労働省が指定した日 病院及び一般診療所の退院患者は、9月1日から30日までの1か月間 調査対象施設数：病院17施設(内退院票17施設)、一般診療所30施設(内退院票3施設)、歯科診療所5施設
受療行動調査(3年に1度)	医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	調査日：10月17日から19日のうち医療施設ごとに指定した日 調査対象施設数：3施設

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	189	1,019	934	501	183
旅費	23	92	37	76	24
需用費	401	690	528	1,219	639
役務費	29	188	158	286	196
合計	644	1,989	1,659	2,082	1,043

(3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

#### 第4 健康増進課の財務事務について

##### 1 保健センター管理運営事業

###### (1) 事業の概要

保健センターの管理運営に関する支出を計上している。

###### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	25,583	14,770	18,666	15,245	16,917
共済費	4,149	2,422	3,006	2,496	2,763
賃金	1,835	284	756	294	206
旅費	12	27	12	13	12
需用費	9,776	11,269	8,049	8,960	6,528
役務費	1,058	1,228	1,023	803	681
委託料	13,847	16,105	12,948	12,185	13,108
使用料及び賃借料	872	1,050	600	1,100	714
工事請負費	9,720	0	2,586	0	19,814
負担金補助及び 交付金	5	15	5	15	11
公課費	65	62	80	88	63
合計	66,925	47,232	47,735	41,199	60,824

###### (3) 監査結果及び意見

###### 【特殊勤務手当について (意見)】

(現状及び問題点)

「前橋市一般職の職員の給与に関する条例」では、特殊勤務手当について「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。(第 10 条)」と規定され、それに基づき、「前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例」において、具体的な支給対象業務を規定している。



前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

第 1 条 この条例は、前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年前橋市条例第 303 号。以下「給与条例」という。)第 10 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 特殊勤務手当(以下「手当」という。)の種類、支給対象及び支給額は、別表に掲げるとおりとする。

別表（一部）

保健業務手当	保健指導業務に従事した保健師	日額 200 円
	保健福祉業務に従事した精神保健福祉士	
	栄養指導業務に従事した管理栄養士	
	保健予防業務に従事した看護師	日額 150 円
	理学療法業務に従事した理学療法士	
	作業療法業務に従事した作業療法士	
	臨床検査業務に従事した臨床検査技師	
	歯科衛生業務に従事した歯科衛生士	日額 400 円
	保健所に勤務し、精神保健業務に従事した職員	
	精神保健に係る相談等の業務に従事した職員	日額 200 円
	感染症、狂犬病又は家畜伝染病のまん延の防止のために 行う防疫、調査指導等の作業に従事した職員	日額 290 円
	犬等の捕獲作業、引取作業、処分作業又は検診作業に 従事した職員	日額 150 円。た だし、専ら従事 する職員は、日 額 400 円
	食鳥検査業務に従事した獣医師	日額 230 円
	保健所に勤務し、食品微生物検査その他の試験検査 業務に従事した職員	日額 150 円
	血液、尿便、生化学等の臨床検査の業務に従事した職 員	日額 230 円
	有害なガスの発生を伴う化学検査等の業務に従事し た職員	

健康増進課において、「前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づき、支給対象として  
いる特殊勤務手当の支給対象及び支給額は次の通りである。

支給対象	支給額
保健指導業務に従事した保健師	日額 200 円
栄養指導業務に従事した栄養管理士	
歯科衛生業務に従事した歯科衛生士	日額 150 円

実務上は、特殊勤務手当支給に係る関係所属の事務処理の統一を図るため、職員課長から関係所属長宛で「保健師等に支給する特殊勤務手当の取扱いについて（平成 28 年 5 月 24 日付）」という通知がなされており、当該通知に基づく運用がなされている。当該通知において、特殊勤務手当の支給対象とする日は次の通り規定されている。

- ・当該職員が事務分掌で定める用務に従事した日
- ・当該職員が事務分掌で定める用務に係る出張又は研修の受講をした日
- ・当該職員が事務分掌で定める用務以外の用務（他所属への応援用務等）ではあるが、当該資格職に求められる用務に従事した日

職員は出勤日において服務規程により当然に事務分掌で定める用務に従事することから、健康増進課では、保健師その他の資格を有する職員に対し、イベントで他部署への応援に行くなどの一部の例外を除き、原則として、実労働日全てで特殊勤務手当が支給されている。保健師等は経常的に保健指導業務に従事していることから、上記の取扱いとなっているとのことであるが、特殊勤務手当は、本来、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要と認められるものに支給されるものであることに鑑みると、支給基準は厳格にすべきと考える。現行の取扱いによると特殊性のない通常業務において特殊勤務手当が支給される可能性がある。

#### （改善案）

特殊勤務手当は、著しく特殊な勤務を行った場合にのみ支給すべきであるから、現行の運用上の取扱いを見直すことを検討すべきである。例えば、保健師であれば「前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例」に「保健指導業務に従事した保健師」と支給基準が規定されているので、保健指導業務従事実績を記録し、当該実績を基に特殊勤務手当を支給することが考えられる。

### 【空調機類保守点検業務契約の予定価格について（意見）】

#### （現状及び問題点）

前橋市保健センター空調機類保守点検業務に関しては、前橋市内の業者と地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約を締結している。委託契約の詳細は次の通りである。

業務内容 (契約内容)	前橋市保健センター・第二コミュニティセンター空調機類保守点検業務
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
予定価格	4,597,223 円 (税抜) 内訳 保健センター分 (健康増進課) 4,357,408 円 (税抜) 第 2 コミュニティセンター分 239,815 円 (税抜)
契約金額	3,400,000 円 (税抜)
落札率	73.9%
契約方法	指名競争入札 (選定業者 5 者)

当該契約について予定価格の積算根拠資料を閲覧したところ、過去実績者から入手した見積書の単価を参考に仕様書に基づき積算した当初金額から、仕様見直しによる削減額を控除して予定価格としていた。計算チェックを実施したところ、仕様見直しによる削減額について、「各項目における削減額」とそれらの合計額であるはずの「合計削減額」が一致していなかった。不一致の理由を担当者に質問したところ、「各項目における削減額」が変更になったにもかかわらず、修正するのを失念していたとのことであった。

予定価格は、仕様書又は設計書等に基づき、当該契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めとされている（前橋市契約規則第 6 条）。予定価格は競争入札や随意契約に付する事項の価格について、契約金額を決定する基準となるものでありその重要性を考えると、予定価格の積算根拠となる積算のプロセスや積算金額について整合性の確認を徹底すべきである。

(改善案)

予定価格が適切に算定されているのか事後検証するためにも予定価格の積算根拠を作成すべきであるが、積算プロセスや積算金額について整合性を十分確認した上で根拠資料として保存すべきである。

## 2 健康教育・相談事業

### (1) 事業の概要

生活習慣病の予防やその他健康の保持増進に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため各種の健康教育を実施した。

#### ○喫煙者個別健康教育

禁煙希望者を対象に、国のマニュアルに沿って、3 か月間で初回指導と禁煙の実行に関する個別指導を行った。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数	21 回	18 回	18 回	21 回	18 回
参加人数	21 人 (延 127 人)	18 人 (延 84 人)	18 人 (延 81 人)	21 人 (延 121 人)	18 人 (延 70 人)

○女性の健康づくりに関する健康教室（健康レディ講座等）

骨粗鬆症検診の結果で要指導となった人、又は希望者を対象に、女性ホルモンと女性特有のからだの仕組みについての正しい理解と日常生活における生活・食事の工夫等について、保健師・管理栄養士・健康運動指導士が講話や実習、保健指導などを行った。

区分 \ 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数	3 回	3 回	2 回	2 回
参加延人数	99 人	110 人	28 人	55 人

※平成 25 年度から、「骨粗鬆症健康教室」と「歯と口の健康教室」を統合し「健康レディ講座」を実施。予防という視点から、対象を 40～50 代の女性に絞り、更年期も含め、その年代特有の病気についての講座を実施することとした。

※平成 26、27 年度は、レディース検診に合わせて、検診受診者へ当日健康講座を実施。

○骨粗鬆症健康教室

骨粗鬆症検診の結果で要指導（要教室）となった人、又は希望者を対象に骨粗鬆症とその予防についての正しい知識の普及として、保健師・管理栄養士・健康運動指導士等が講話や運動実習等を行った。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数	- 回	- 回	- 回	- 回	2 回
参加延人数	- 人	- 人	- 人	- 人	40 人

※平成 29 年度から「骨粗鬆症健康教室」を再開した。

○病態別健康教室（健康スタイル講座（糖尿病、腎臓病編））

健康診査受診者のうち糖尿病・慢性腎臓病予防が必要な人、又は希望者を対象に、疾患の正しい理解と日常における生活・食事・運動の工夫等について保健師・管理栄養士・健康運動指導士が、講話や実習、保健指導などを行った。

区分 \ 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数	6 回	2 回	8 回	6 回	8 回
参加延人数	76 人	35 人	153 人	134 人	136 人

※平成 25 年度から周知名称を「慢性腎臓病予防教室」から「健康スタイル講座」に変更。

○一般健康教育

生活習慣病予防や健康づくりのための各種健康教育を行った。

区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保健推進員 への支援	回数		208 回	221 回	221 回	232 回	272 回
	人数		5,332 人	5,639 人	5,701 人	6,713 人	7,629 人
食生活改善推進員 への支援	回数		162 回	177 回	213 回	214 回	179 回
	人数		2,292 人	2,435 人	2,813 人	2,936 人	2,396 人
各種健康 増進教室	回数		268 回	336 回	350 回	501 回	555 回
	人数		8,460 人	12,381 人	12,637 人	19,096 人	19,085 人
各種健 康増 進教 室内 訳	運動に関する 健康教室	回数	67 回	21 回	24 回	52 回	105 回
		人数	817 人	253 人	589 人	2,350 人	2,287 人
	栄養に関する 健康教室	回数	73 回	75 回	69 回	72 回	75 回
		人数	1,925 人	1,958 人	2,026 人	2,008 人	2,044 人
	市民健康講 座・研修会	回数	5 回	6 回	6 回	6 回	5 回
		人数	250 人	375 人	626 人	561 人	620 人
	いきいき 健康教室等	回数	119 回	231 回	231 回	349 回	344 回
		人数	5,267 人	9,721 人	8,085 人	11,514 人	11,271 人
	スマイル健診 結果説明会	回数	4 回	3 回	3 回	3 回	3 回
		人数	201 人	74 人	117 人	115 人	88 人
	その他の 健康教室	回数	- 回	- 回	17 回	19 回	23 回
		人数	- 人	- 人	1,194 人	2,548 人	2,775 人
健康イベント (健康アップ体験会 等)	回数		3 回	3 回	3 回	4 回	4 回
	人数		生活習慣病： 409 運動：149 たばこ：228 歯科：21 栄養：152	生活習慣病： 443 運動：94 たばこ：132 歯科：103 栄養：326	生活習慣病： 418 運動：131 たばこ：103 歯科：279 栄養：429	生活習慣病： 492 運動：160 たばこ：243 歯科：200 栄養：1,291	生活習慣病： 473 運動：995 歯科：195 栄養：881

※平成 25 年度から各種健康増進教室の内訳を掲載

※いきいき健康教室は、市内各種団体の要望による教室内容・開催会場で実施する健康教室

※保健推進員への支援については、平成 28 年度から協議会総会・研修会等の回数・人数を加えて計上

○健康相談事業

心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行った。

年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
窓口健康相談		2,145 人	1,497 人	1,544 人	1,302 人	1,726 人
電話健康相談		2,601 人	685 人	503 人	494 人	120 人
その他の 健康相談	回数	104 回	108 回	127 回	151 回	117 回
	人数	4,507 人	6,471 人	6,437 人	5,900 人	4,724 人

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報償費	20	28	20	20	-
旅費	89	91	87	102	86
需用費	1,205	1,101	876	1,151	1,058
役務費	3	20	5	20	8
委託料	1,361	2,275	861	1,915	814
使用料及び賃借料	-	50	-	-	-
備品購入費	-	-	108	252	331
負担金補助及び 交付金	5	44	32	11	5
合計	2,684	3,609	1,990	3,471	2,305

(3) 監査結果及び意見

【パンフレット・冊子等の在庫管理について（意見）】

（現状及び問題点）

単価の高い冊子等については、担当者ごとに配布状況チェック表を作成しており、制作部数のうち何部をいつどこに配布したかを管理している。しかしながら、単価の低い一枚物のパンフレット等は、種類も膨大にあることから、細かい枚数管理を行っていない。必要部数を把握して作成しており、基本的には在庫は発生しないとの説明を受けたが、市民に配布するため膨大に作成するケースもあり、多大な在庫が認識されず放置されるリスクがある。

(改善案)

定期的に多大な在庫がないか確認を行う等の管理を行うことが望ましい。

### 3 健康増進等健康診査事業

#### (1) 事業の概要

循環器疾患やがんなど生活習慣病の早期発見・早期治療の一環として各種健康診査を実施した。

#### ○市同時検査

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査、後期高齢者健康診査並びに健康増進法に基づく健康診査と同時に、病気の早期発見・早期治療を目的とした追加検査(市同時検査)を実施した。

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
平成 25 年度	113,814	45,556	40.0
平成 26 年度	115,529	46,991	40.7
平成 27 年度	115,529	47,980	41.5
平成 28 年度	117,984	47,946	40.6
平成 29 年度	119,093	48,012	40.3

※特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康増進健康診査と同時に実施する市独自健康診査を含めた健診の総称を「新さわやか健康診査」とし実施していたが、平成 25 年度から総称を廃止し、市独自健康診査については「市同時検査」とした。

#### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	6,179	6,912	6,154	6,964	6,502
役務費	9,050	9,000	8,845	9,597	9,531
委託料	108,982	106,748	109,198	109,769	109,063
合計	124,213	122,660	124,198	126,330	125,098

### (3) 監査結果及び意見

#### 【市同時検査委託契約に係る見積書徴取について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市では、国民健康保険等が実施する特定健診に合わせて市独自の健康診査（以下「市同時検査」という。）を実施するため、公益社団法人前橋市医師会（以下、「前橋市医師会」という。）や公益財団法人群馬県健康づくり財団（以下、「群馬県健康づくり財団」という。）などと検診業務委託契約を結んでいる。

この契約締結にあたっては、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約によって締結している。随意契約の締結にあたっては、前橋市契約規則第 16 条第 1 項で予定価格の作成が求められているが、予定価格を定めることが困難であるとして、同項ただし書を適用し予定価格を作成していない。また、前橋市契約規則第 17 条第 1 項で随意契約による場合は原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとされているが、見積書を徴することが困難又は不相当と認められるときに該当するものとして、同条第 2 項第 6 号を適用し、見積書を作成していない。

実際の委託単価の決定にあたっては、前橋市医師会や群馬県健康づくり財団から提出された要望書や見積書をもとに、健康増進課において、前年実績、診療報酬点数、近隣の自治体の価格を比較検討した上で委託単価を算出し、医師会等と協議をした上で最終決定しているとの説明を受けた。しかしながら当該委託単価の積算に関する文書は作成されておらず、委託単価の算出過程や根拠が明確ではない。

（改善案）

委託単価の契約額については、積算根拠が明確でなければならない。可能な限り見積書を徴取し、委託単価の根拠や算出過程を文書化することで、検証可能性を高めることが望まれる。

## 4 がん検診事業

### (1) 事業の概要

がんの早期発見によりがん死亡の減少を図るため、各種がん検診を実施した。

#### ○胃がん検診

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
対象者数(人)	113,814		115,529		116,785		117,984		119,093	
受診者数 (人)	X	内	X	内	X	内	X	内	X	内
	7,677	26,188	7,392	27,539	7,550	28,545	6,544	29,414	5,676	30,435
受診率 (%)	29.8		30.2		30.9		30.5		30.3	



		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
検診 結果 (人)	異常 認めず	6,493	10,944	6,239	8,493	6,308	9,563	5,599	9,892	4,893	10,944
	要精検	571	241	492	342	502	322	377	1,471	307	1,382
	要観察	613	14,155	660	18,127	738	18,184	566	17,829	475	17,935
	要治療	0	848	1	577	1	476	2	222	1	174
	その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	精検受 診者数 (率)	583 (71.8%)		592 (71.0%)		663 (80.5%)		1,729 (93.6%)			
	がん発 見者数 (率)	36 (0.11%)		41 (0.12%)		55 (0.15%)		114 (0.32%)			

※対象者：40歳以上の人

※平成 18 年度から、胃部エックス線検査(X)か内視鏡検査(内)を選択して受診できるようにした。

※平成 27 年度 X線検診結果「その他」は読影不能

※平成 28 年度から一次生検実施者の診断区分は要精密検査扱いとした。

#### ○大腸がん検診

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数 (人)		113,814	115,529	115,529	117,984	119,093
受診者数 (人)		40,407	41,939	44,043	43,523	43,209
受診率 (%)		35.5	36.3	38.1	36.9	36.3
検診結 果(人)	異常認めず	37,158	38,413	40,505	39,998	39,961
	要精検	3,249	3,526	3,538	3,525	3,248
	精検受診者数 (率)	1,878 (57.8%)	2,436 (69.1%)	2,631 (74.4%)	2,637 (74.8%)	
	がん発見者数 (率)	131 (0.32%)	115 (0.27%)	130 (0.30%)	157 (0.36%)	

※対象者：40歳以上の人

○子宮頸がん検診

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数 (人)		82,972	83,450	83,552	83,899	84,305
受診者数 (人)		19,758	21,056	22,610	22,825	21,938
受診率 (%)		23.8	25.2	27.1	27.2	26.0
検診結 果(人)	異常認めず	18,748	19,735	20,450	20,789	19,856
	要精検	322	377	530	458	340
	要観察	554	746	1,391	1,353	1,440
	要治療	134	198	239	225	302
	精検受診者数 (率)	195 (60.6%)	334 (88.6%)	394 (74.3%)	340 (74.2%)	
	がん発見者数 (率)	27 (0.14%)	16 (0.08%)	11 (0.05%)	16 (0.07%)	

※平成 17 年度から、20 歳以上の女性を対象者（それ以前は 30 歳以上の女性を対象）とした。

※平成 26 年度より細胞診をベセスダシステムのみとした。

○乳がん（甲状腺）検診

		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
対象者数(人)		69,255		70,172		70,172		71,474		72,066	
受診者数 (人)		15,707		16,693		18,967		18,941		18,550	
受診率 (%)		22.7		23.8		27.0		26.5		25.7	
検診 結果 (人)	異常 認めず	乳	甲	乳	甲	乳	甲	乳	甲	乳	甲
		14,744	14,618	15,789	15,535	18,041	17,595	17,951	17,527	17,635	17,173
	要精検	775	194	754	181	770	192	862	184	786	124
	要観察	188	274	150	299	154	375	128	370	127	395
	要治療	0	621	0	678	2	805	0	860	2	858
	精検受 診者数 (率)	661 (85.3%)		686 (91.0%)		698 (90.6%)		803 (93.2%)			
がん発 見者数 (率)	31 (0.20 %)	0	38 (0.23 %)	2	53 (0.28 %)	3	56 (0.30 %)	0			

※平成 17 年度から、40 歳以上の女性を対象者（それ以前は 30 歳以上の女性を対象）とし、視触診とマンモグラフィ（乳房エックス線検査）のセット検査とした。

※平成 19 年度から平成 22 年度まで、対象者：①40 歳以上の偶数年齢の女性 ②41 歳以上の奇

数年齢で前年度未受診者とした。

※平成 23 年度から対象者を 40 歳以上の女性とした。

○前立腺がん検診

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数 (人)		40,239	40,961	40,961	42,065	42,608
受診者数 (人)		16,023	16,618	17,272	17,173	17,190
受診率 (%)		39.8	40.6	42.2	40.8	40.3
検診結 果(人)	異常認めず	14,583	15,223	15,855	15,695	15,673
	要精検	1,384	1,371	1,392	1,453	1,488
	その他	56	24	25	25	29
	精検受診者数 (率)	811 (58.6%)	844 (61.6%)	880 (63.2%)	842 (57.9%)	
	がん発見者数 (率)	79 (0.49%)	96 (0.58%)	75 (0.43%)	96 (0.56%)	

※対象者：50 歳以上の男性

○胸部（結核・肺がん）検診

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数 (人)		113,814	115,529	115,529	117,984	119,093
受診者数 (人)		47,041	48,469	49,868	49,738	49,433
	喀	3,239	3,196	2,838	2,794	2,688
受診率 (%)		41.8	42.0	43.2	42.2	41.5
検診結 果(人)	異常認めず	38,335	39,664	41,210	41,474	41,057
	要精検	1,612	1,488	1,523	1,340	1,551
	要観察	7,093	7,316	7,134	6,921	6,825
	その他	1	1	1	3	0
	精検受診者数 (率)	1,323 (82.0%)	1,218 (81.9%)	1,276 (83.8%)	1,152 (86.0%)	
がん発見者数 (率)	37 (0.08%)	36 (0.07%)	28 (0.06%)	39 (0.08%)		

※対象者：40 歳以上の人

※喀痰検査は、X線検査を受けた人のうち、問診の結果でハイリスクとなった人を対象として実施（X線は全員受診）。平成 27 年度からハイリスク対象者変更（50 歳以上で喫煙指数 600 以上のみ）。

※要精検者数は、X線判定もしくは喀痰細胞診判定がD又はEとなった者。

○新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（平成 29 年度事業）

一定の年齢の者にクーポン券を送付して受診勧奨をし、未受診の者に再勧奨を実施することで、検診の動機付けによるがん検診の受診を促進した。

<子宮頸がん・乳がん検診>

子宮頸がん	年齢	21 歳	26 歳	31 歳	36 歳	41 歳	合 計
	クーポン券配付者数及び再勧奨者数（人）	1,629	1,517	1,737	1,857	2,137	8,877
	受診者数（人）	86	188	303	368	528	1,473
	受診率（%）	5.3	12.4	17.4	19.8	24.7	16.6
乳がん	年齢	41 歳	46 歳	51 歳	56 歳	61 歳	合 計
	クーポン券配付者数及び再勧奨者数（人）	2,137	2,510	1,999	1,960	2,084	10,690
	受診者数（人）	472	538	421	377	469	2,277
	受診率（%）	22.1	21.4	21.1	19.2	22.5	21.3

<精密検査と判断されたが、未受診者の者に対する再勧奨>

前年度がん検診を受診し精密検査と判断されたが未受診だった者に対して、精密検査の再勧奨を行うことで着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげる。平成 29 年度は前年度精密検査未受診率の高かった子宮頸がん検診及び大腸がん検診を対象に実施した。

区分 がん種別	通知数 (件)	通知後 受診数 (件)	受診率 (%)	精検未受診率 (%)		受診結果内訳
				通知前	通知後	
子宮 頸がん	98	59	60.2	27.8	13.5	子宮頸がん:1 人 CIN:15 人 他疾患あり:17 人 異常なし:26 人
大腸がん	764	169	22.1	30.6	25.6	がん疑い:1 人 早期がん:3 人 進行がん:2 人 他疾患あり:116 人 異常なし:47 人

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
旅費	12	13	-	13	-
需用費	4,473	4,353	4,381	4,493	4,117
役務費	4,069	4,500	3,214	4,310	3,758
委託料	1,154,924	1,101,309	1,156,599	1,101,240	1,152,748
負担金補助及び 交付金	300	10,013	6,753	13	3
合計	1,163,779	1,120,188	1,170,949	1,110,069	1,160,626

## (3) 監査結果及び意見

### 【がん検診の未受診者勧奨はがき作成業務の契約単価について（意見）】

(現状及び問題点)

がん検診の未受診者勧奨はがきの作成業務は指名競争入札によって行っており、以下の単価で契約している。

品目	発注数量	単価
圧着式はがき（二つ折り加工）マットコート 90 キロ	8,933 枚	55 円/枚
圧着式はがき（Z 型三つ折り加工）マットコート 90 キロ	10,708 枚	65 円/枚

地方自治法第 234 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、地方公共団体の締結する契約については、一般競争入札の方法によることを原則とし、地方自治法施行令第 167 条において、指名競争入札によることができる場合は、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」等に限定している。

地方自治法（抜粋）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令（抜粋）

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

前橋市においては、「前橋市役務等業務に係る条件付一般競争入札取扱要領」では2,000万円以上の案件については一般競争入札の対象であるとし、それ以下の案件については、地域経済の健全な発展に配慮するため市内の事業者の活用に努めるため、また一般競争入札によると多大な契約事務や公告費用等の諸経費がかさんで不利益となる可能性があるとの考えのもと、指名競争入札によるものとしている。

前橋市役務等業務に係る条件付一般競争入札取扱要領（抜粋）

第1条 市が発注する清掃等役務の提供に係る業務及び動産の賃貸借業務（以下「役務等業務」という。）の契約に係る条件付一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）並びに前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2条 条件付一般競争入札の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、契約規則第6条第1項の規定により定める予定価格が2,000万円以上の案件とする。ただし、令第167条各号及び令第167条の2第1項各号に該当するものを除く。

当該契約については、上記のルールに基づいて指名競争入札によっているものである。しかしながら、当該物品は多くの印刷会社で作成可能のものであり、印刷会社のホームページでは、大幅に低い単価を掲示しているものも散見された。

なお下記の数値は正式な見積によるものではなく、細かい仕様の追加によって単価が増加することも想定されるが、参考数値として記載する。

会社	品目	数量	単価
A社	圧着式はがき（二つ折り加工）マットコート90キロ	9,000枚	6.6円/枚
	圧着式はがき（Z型三つ折り加工）マットコート90キロ	11,000枚	10.2円/枚
B社	圧着式はがき（二つ折り加工）マットコート90キロ	9,000枚	7.1円/枚
	圧着式はがき（Z型三つ折り加工）マットコート90キロ	11,000枚	11円/枚

(改善案)

契約の締結に当たっては、市場の価格等も考慮して入札の方法や条件等を見直す等を行い、さらなる経費の削減を図っていくことが望ましい。

### 【がん検診に係る業務実績報告書の日付について（監査結果）】

(現状及び問題点)

がん検診の実施にあたっては、公益社団法人前橋市医師会からの業務実績報告により実施状況を把握し、実施状況を確認の上報酬の支払いが行われている。

しかし、公益社団法人前橋市医師会からの業務実績報告書作成日より先に検収日が来ており、確認状況が不明確となっている。

(改善案)

業務実績報告書を受け付けてから検収が行われるべきであり、業務実績報告書作成日より検収日付が先に来ることはないようにすべきである。

## 5 骨粗鬆症検診事業

### (1) 事業の概要

骨量の減少した人を早期に発見し、骨粗鬆症を予防するために骨粗鬆症検診を実施した。

年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区分						
対象者数 (人)		8,793	8,917	8,917	8,845	8,793
受診者数 (人)		4,265	4,583	4,374	4,318	4,779
受診率 (%)		48.5	51.4	49.1	48.8	54.4
検診結果 (人)	異常	2,827	3,080	2,863	2,946	3,236
	認めず					
	要指導	1,008	1,089	1,058	984	1,170
	要精検	430	414	453	388	373

※対象者：40・45・50・55・60・65・70歳の女性

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	99	130	99	130	98
役務費	0	9	-	9	30
委託料	9,920	10,607	10,343	10,020	11,435
合計	10,020	10,746	10,443	10,159	11,564

## (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 6 歯周疾患検診事業

### (1) 事業の概要

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防するために成人歯科健康診査を実施した。

年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区分						
対象者数 (人)		17,047	17,157	17,157	16,906	16,796
受診者数 (人)		1,655	2,023	1,956	1,896	2,165
受診率 (%)		9.7	11.8	11.4	11.2	12.9
検診結果 (人)	異常	262	297	243	152	125
	認めず					
	要指導	133	179	158	544	547
	要精検	1,260	1,547	1,555	1,200	1,493

※対象者：30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の人

※平成 20 年度から 30 歳を対象に加えた。

※平成 24 年度から 5 歳毎の対象にした。

※平成 25 年度から周知名称を「成人歯科検診」とした。

※平成 28 年度から周知名称を「成人歯科健康診査」とした。



## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	92	150	99	103	99
役務費	0	9	6	9	6
委託料	8,715	9,100	8,475	8,800	9,673
合計	8,808	9,259	8,581	8,912	9,780

## (3) 監査結果及び意見

### 【歯周疾患検診（成人歯科健診）委託契約に係る見積書徴取について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市では、歯周疾患検診（平成 28 年度から周知名称を「成人歯科健康診査」としているため、以下「成人歯科健診」という。）を実施するため、一般社団法人前橋市歯科医師会「（以下、「前橋市歯科医師会」という。）」と業務委託契約を結んでいる。

この契約締結にあたっては、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約によって締結している。随意契約の締結にあたっては、前橋市契約規則第 16 条第 1 項で予定価格の作成が求められているが、予定価格を定めることが困難であるとして、同項ただし書を適用し予定価格を作成していない。また、前橋市契約規則第 17 条第 1 項で随意契約による場合は原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとされているが、見積書を徴することが困難又は不相当と認められるときに該当するものとして、同条第 2 項第 6 号を適用し、見積書を作成していない。

実際には、毎年、前橋市歯科医師会から提出される「前橋市の歯科保健行政・予算に関する要望書」において、前年度と見積単価が異なる場合のみ、委託料要望事項として記載されるとの説明を受けた。また検診委託単価については、健康増進課において、診療報酬点数等を参考に毎年、検討・見直しを行っている。しかしながら、当該委託単価の積算に関する書類が作成されておらず、委託単価の算出過程や根拠が明確ではない。

（改善案）

委託単価の契約額については、積算根拠が明確でなければならない。可能な限り委託単価の見積書を毎年入手することが望ましい。例えば、前橋市歯科医師会より提出される「前橋市の歯科保健行政・予算に関する要望書」に委託単価の見積金額を記載してもらうよう依頼することも一つの手法である。さらに、その算出過程や根拠について文書化することで、検証可能性を高めることが望ましい。

## 【歯周疾患検診（成人歯科健診）の受診率について（意見）】

（現状及び問題点）

成人歯科健診の受診率は、平成 29 年度において、12.9%と平成 28 年度の 11.2%より 1.7 ポイント上昇したものの、前橋市が実施している他の検診と比較して、やや低い水準にあるといえる。一方、平成 29 年度成人歯科健診の結果は受診者 2,165 人の内、要指導者（歯垢の付着、軽い歯肉の炎症が認められるなど、歯の磨き方等の指導が必要な者）が 547 人（25.2%）、要精密検査者（さらに詳しい検査や治療が必要な者）が 1,493 人（69.0%）となっており、「異常認めず」はわずか 125 人（5.8%）であった。また、要精密検査者の中で、8 割以上が歯そのものではなく、歯周疾患（歯周病）であったという結果が出ている。歯周疾患（歯周病）は歯を失う原因となるだけでなく、近年、心臓・循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病との関連が明らかになっている。

前橋市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり条例では「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態や歯と口腔の疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進する。（第 3 条第 2 項）」という基本理念がうたわれているが、当該理念を実践するためには、成人歯科健診の受診率を向上させることが不可欠である。また、成人歯科健診の受診率を向上させ、歯周疾患を早期発見・早期治療をすることは、他の生活習慣病等の予防にもつながり、結果として、医療費総額の抑制に寄与することにもなる。

（改善案）

成人歯科健診に関して受診率の目標値を定めていないので、具体的な目標値を定めるべきである。成人歯科健診は、平成 29 年度までは 30 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの 9 段階で実施していたが、平成 30 年度から 20 歳と 25 歳が加わり 11 段階での実施になる。幅広い年代での実施となるため、年代別に受診率向上のための取り組みを計画・実行し、受診結果を評価し、改善することで、目標値の達成に努めるべきである。また、前橋市による周知・啓発活動に加え、前橋市歯科医師会とのこれまで以上の連携を通じて、成人歯科健診の認知度を高めていく必要がある。

## 7 肝炎ウイルス検診事業

### (1) 事業の概要

自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受けて医療機関に受診することにより、肝炎による健康被害を回避し症状を軽減し進行を遅延させるため肝炎ウイルス検診を実施した。

区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数 (人)	節目検診		1,345	1,363	1,363	1,338	1,283
	節目外検診		-	-	-	-	-
受診者数 (人)	節目検診		587	595	613	538	557
	節目外検診		1,491	1,850	1,591	1,301	1,040
C型肝炎 ウイルス 検査(人)	節目検診		587	595	611	538	557
	節目外検診		1,490	1,850	1,591	1,300	1,036
HBs抗 原検査 (人)	節目検診		587	595	613	537	557
	節目外検診		1,491	1,848	1,591	1,301	1,040
受診率 (%)	節目検診		43.6	43.7	45.0	40.2	43.4
	節目外検診		-	-	-	-	-

※節目：40歳の人

※節目外：41歳以上の人で過去5年間に受診機会を逃した人、並びに過去に肝機能異常を指摘されたことがある人、広範な外科的処置を受けたことのある人又は妊娠・分娩時に多量の出血をしたことがある人で定期的に肝機能検査を受けていない人

<肝炎ウイルス検診結果>

区分			年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
C型肝炎 ウイルス 検診結果 (人)	感染して いる可能 性が高い	節目検診		1	2	0	0	0
		節目外検診		19	22	21	16	9
	感染して いる可能 性が低い	節目検診		586	593	611	538	557
		節目外検診		1,471	1,828	1,570	1,284	1,027
HBs抗 原検査結 果(人)	陽性	節目検診		3	6	1	1	0
		節目外検診		8	5	6	6	3
	陰性	節目検診		584	589	612	536	557
		節目外検診		1,483	1,843	1,585	1,295	1,037

※平成25年度から、C型肝炎ウイルス検診結果区分が変更（「感染している可能性が極めて高い」→「感染している可能性が高い」、「感染していない可能性が極めて高い」→「感染している可能性が低い」）

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	99	100	99	114	99
役務費	0	17	1	8	2
委託料	7,072	7,500	6,104	7,073	5,392
合計	7,172	7,617	6,205	7,195	5,494

## (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 8 健康増進事業

### (1) 事業の概要

以下の事業を行った。

#### ○保健推進員活動

乳幼児から成人・高齢者までの市民の健康づくりを推進するため、地域に密着して保健推進員活動を行った。

年度 区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
推進員数 (人)	658	658	658	658	655
母子保健活動 (件)	11,974	11,193	10,339	10,308	11,278
成人・老人活動 (件)	18,284	19,737	17,600	16,475	15,507
地区活動 (件)	21,080	20,743	20,472	19,962	16,955
合計	51,338	51,673	48,411	46,745	43,740

※平成 21 年 5 月 5 日に富士見村と合併し、23 地区となる。

#### ○前橋市健康づくり推進協議会

本市における総合的な健康づくり対策を推進するため、前橋市健康づくり推進協議会を設置した。委員の任期は 2 年、人数 19 名。また、前橋市健康づくり推進協議会委員より会長が指名し、健康まえばし 21 計画推進部会を置いた。

平成 26 年度に、前橋市健康増進計画「健康まえばし 21」(第 2 次計画)を策定し、毎年、「健康まえばし 21 ちらし」を作成している。会議開催は年 2 回。

○前橋市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり連絡会議

歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するため開催した。委員の任期は2年、人数15名。会議開催は年2回。

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報償費	6,569	6,800	6,793	6,626	6,374
旅費	52	128	84	167	36
需用費	1,963	1,494	1,572	1,327	1,156
役務費	241	341	550	260	284
委託料	446	11,522	11,207	9,904	9,876
使用料及び賃借料	85	30	-	93	279
備品購入費	-	58	59	-	-
負担金補助及び 交付金	1,544	1,551	3,652	5,048	4,942
合計	10,902	21,924	23,919	23,425	22,950

(3) 監査結果及び意見

**【健康づくり推進強化事業補助金（保健推進員）の交付要項について（過年度フォロー）】**

平成 25 年度の包括外部監査の結果において、同補助金の額が地区割と人数割の合計により算出しているが、この算出根拠が交付要項に明記されていない旨を意見している。当年度の包括外部監査では、交付要項に算定根拠を記載している旨を確認した。

**【備品シールの添付について（意見）】**

(現状及び問題点)

前橋市では、物品のうち「その性質及び形状を変えずに比較的長期間継続して使用又は保存に耐え得るもので、1品の価格が3万円以上のもの」(前橋市財務規則第210条第1項第1号)を備品と定義している。これらの備品については財務会計システムで連番管理を行っており、現物管理を行うため、契約監理課が備品シールを各課に送付し、備品への貼付を行っている。

しかしながら、契約監理課からの備品シールの送付は半期毎に行われているため、購入後しばらくの間、備品シールが貼付されていないまま使用されているケースがあった。

(改善案)

備品現物の紛失リスクを防ぐため、購入後なるべく早期に備品シールの貼付を行うことが望まれる。備品シールは、各所属においても印刷することが可能なため、契約監理課からの配布シールと重複しないよう調整した上で、必要に応じて印刷し貼付することを検討することも望まれる。

## 9 食育推進事業

### (1) 事業の概要

以下の事業を行った。

#### ○食生活改善推進員活動

栄養・食生活の改善及び市民の健康づくりのための運動を普及啓発した。

区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
推進員数 (人)			336	356	345	386	365
栄養教室	回数 (回)		140	142	120	159	161
	人数 (人)		14,629	11,435	14,847	16,934	16,457
その他の活動	件数 (件)		10,581	10,843	10,368	11,891	9,096
	人数 (人)		35,075	45,119	43,443	46,036	46,908

※平成 21 年 5 月 5 日に富士見村と合併し、23 地区となる。

#### ○食生活改善推進員養成 (健康大学) 事業

一般市民から受講生を募り、健康の保持増進に必要な栄養・運動・休養に関する正しい知識を普及させ、修了者で健康増進事業に熱意を有する者は、食生活改善推進員として地域で活動を行った。

(単位：人)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成人数	22	29	48	36	28

#### ○前橋市食育推進会議

食育基本法第 33 条第 1 項の規定に基づき条例で設置されており、本市における食育推進計画「元気 まえばし 食育プラン」の普及啓発及び効果的な実施の推進を図るために開催した。委員の任期は 2 年、人数は 19 名、会議開催は年 3 回。

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	254	333	210	499	359
報償費	1,725	2,205	2,056	2,130	1,823
旅費	63	66	51	116	106
需用費	404	498	557	360	261
役務費	226	137	136	145	147
委託料	700	3,318	1,348	4,149	4,128
使用料及び賃借料	-	77	-	-	-
備品購入費	-	-	270	-	81
負担金補助及び 交付金	691	644	632	773	711
合計	4,064	7,278	5,262	8,172	7,620

## (3) 監査結果及び意見

### 【健康づくり推進強化事業補助金（食生活改善推進員）の交付要項について（過年度フォロー）】

平成 25 年度の包括外部監査の結果において、同補助金の額が地区割と人数割の合計により算出しているが、この算出根拠が交付要項に明記されていない旨を意見している。当年度の包括外部監査では、交付要項に算定根拠を記載している旨を確認した。

### 【起案書の文字削除方法について（意見）】

(現状及び問題点)

「第 3 次前橋市食育推進計画策定業務委託」に関する起案書において、文字の削除が行われていたが、削除方法として、鉛筆書きで二重線をもって削除しているものがあった。前橋市としては、文書の作成は原則として黒又は青のインクを用いたボールペンを使用することとしており、必ずしも鉛筆の使用を禁止しているわけではない。しかしながら決裁文書は担当部署において適切に決裁が行われたことを示す重要な文書であり、適切な文書管理をするという観点から鉛筆書き等による安易な修正方法は好ましいとはいえない。

(改善案)

決裁文書において文字の削除を行う時は、ペン書きで二重線をもって文字を削除した上で文書の作成者自らが削除した場所に押印する等、より厳密な方法で修正することが望ましい。

## 【決裁文書への決裁日の記載について（意見）】

（現状及び問題点）

「第3次前橋市食育推進計画策定業務委託」に関する決裁文書において、起案日は記載されているものの、決裁日付の確認ができないものが複数見受けられた。決裁日は、決裁責任者が押印する決裁印にて把握できるものの、「前橋市行政情報等取扱規程」が定める様式には所定の欄が設けられていること、合議の終了の日をもって決裁日とする場合があることを鑑みると、適切に所定の欄に記入することが好ましいと考える。

（改善案）

決裁文書の中で決裁日は重要な部分であるため、省略することなく記載を徹底することが望まれる。

## 10 スマイル健康診査事業

### (1) 事業の概要

「健康まえばし 21」を推進する一助として、若い世代の健康診査の機会を設け、疾病の予防や早期発見、早期治療により自らの健康管理の充実を図った。

（単位：人）

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受診者	男	266	316	262	293	223
	女	1,140	1,077	1,100	1,170	1,049
	計	1,406	1,393	1,362	1,463	1,272
異常なし	男	47	57	42	40	34
	女	338	267	291	273	195
	計	385	324	333	313	229
要指導	男	162	178	166	181	130
	女	693	715	720	766	708
	計	855	893	886	947	838
要医療	男	57	81	54	72	59
	女	109	95	89	131	146
	計	166	176	143	203	205

※対象者：18歳～39歳までの希望者



(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	82	101	75	101	95
役務費	170	204	187	204	181
委託料	9,306	9,500	9,998	9,500	8,692
合計	9,559	9,805	10,261	9,805	8,968

(3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 第5 保健予防課の財務事務について

### 1 精神障害者医療

#### (1) 事業の概要

精神疾患の通院治療を促進し、適正な医療の普及を図ることを目的として、以下の事業を行った。

##### ○精神通院医療費助成事業

精神疾患の外来通院にかかる保険診療の医療費の自己負担を原則 1 割に軽減し、継続的な治療を促進する。審査は群馬県で実施し、認定されると「自立支援医療受給者証」が交付される。前橋市は受給者証の発送を行う。

##### ○精神障害者福祉サービス支給決定事業

精神に障害のある方が、日常生活で各種の福祉制度を利用するために手帳を交付する。審査は群馬県が実施し、認定されると「精神障害者保健福祉手帳」が交付される。前橋市は受給者証の発送を行う。

#### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	-	10	9	10	3
役務費	-	300	282	501	530
合計	-	310	292	511	533

保健予防課は平成 28 年度から新設された課であるため、平成 27 年度の決算額はない。

#### (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

### 2 予防接種事業

#### (1) 事業の概要

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上と健康増進を図った。

○定期予防接種

種 別	区 分		接種人員 (人)
四種混合	乳幼児第 1 期	1 回目	2,362
		2 回目	2,416
		3 回目	2,409
		追加	2,495
		計	9,682
三種混合	乳幼児第 1 期	1 回目	0
		2 回目	0
		3 回目	0
		追加	0
		計	0
ジフテリア及び破傷風第 2 期			2,460
B C G			2,372
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)	乳幼児	1 回目	2
		2 回目	14
		3 回目	31
		追加	101
		計	148
麻しん風しん混合第 1 期			2,447
麻しん風しん混合第 2 期			2,633
日本脳炎	第 1 期	1 回目	2,753
		2 回目	2,737
		追加	2,755
		小計	8,245
	第 2 期	2,844	
	計	11,089	
ヒブ (Hib)	乳幼児	1 回目	2,360
		2 回目	2,381
		3 回目	2,401
		追加	2,484
		計	9,626
小児用肺炎球菌	乳幼児	1 回目	2,365
		2 回目	2,383
		3 回目	2,405
		追加	2,479
		計	9,632

種 別	区 分		接種人員 (人)
ヒトパピローマウイルス	中学生 高校生	1 回目	3
		2 回目	4
		3 回目	2
		計	9
水痘	乳幼児	初回	2,446
		追加	2,247
		計	4,693
B型肝炎	乳幼児	1 回目	2,342
		2 回目	2,356
		3 回目	2,413
		計	7,111
高齢者インフルエンザ	65 歳以上	56,042	
	60 歳以上 65 歳未満 (厚生労働省令)	64	
	計	56,106	
高齢者肺炎球菌	65,70,75,80,85,90,95,100 歳	10,833	
	60 歳以上 65 歳未満 (厚生労働省令)	1	
	計	10,834	

※日本脳炎予防接種は平成 17 年 5 月ワクチンによる副反応のため、厚生労働省の勧告により、特別な場合を除き積極的な接種勧奨を見合わせていた。平成 21 年 6 月から 1 期の一部接種再開、平成 22 年 4 月から 1 期の全面接種再開、平成 22 年 7 月から 2 期接種の再開、経過措置 (①平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれの人で、20 歳未満の人は未接種分が可能。②平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日生まれの人は、9 歳から 13 歳未満の間に 1 期未接種分が可能。)にて、対象年齢の拡大を行った。

※平成 24 年 11 月 1 日から四種混合ワクチン (三種混合と不活化ポリオワクチンの混合) が導入

※平成 25 年度からヒブ、小児用肺炎、ヒトパピローマウイルスワクチンが定期接種となる。ヒトパピローマウイルスワクチンについては、ワクチンが原因と思われる副反応症状が国へ複数報告されたため、平成 25 年 6 月から積極的な接種勧奨が控えられた。

※平成 25 年度から、長期病気治療のために規定の定期年齢内で接種できなかった人が、一定の条件範囲で定期接種として接種ができるようになった。(表とは別に、BCG2 人、麻しん風しん混合 2 期 3 人、日本脳炎 1 期 1 回目 1 人、日本脳炎 1 期 2 回目 1 人、水痘初回 1 人、水痘追加 1 人、B型肝炎 3 回目 3 人、高齢者肺炎球菌 1 人の接種を行った。)

※平成 26 年 10 月 1 日から水痘と高齢者肺炎球菌が定期接種となる。高齢者肺炎球菌は平成 30 年度までの経過措置として、対象者の拡大が図られた。

※平成 28 年 10 月 1 日から B型肝炎が定期接種となる。

○任意予防接種助成

種 別	助成対象	接種人員（人）
おたふくかぜ	満1歳から4歳未満	1,933
ロタ	2回接種用：生後6週～24週0日 3回接種用：生後6週～32週0日	4,199
風しん単独(成人)	市が実施する風しん抗体検査事業で、 抗体価が低かった人	17
麻しん風しん混合(成人)		39

※おたふくかぜについては、平成21年度から2歳から4歳未満児に、平成25年度から1歳児からに対象を拡大し一部助成を開始した。

※平成25年5月から、風しん流行の緊急対策で、風しん・麻しん風しん混合ワクチンの予防接種費用の一部助成を行った。平成26年4月から市が実施した風しん抗体検査事業で、抗体の低かった人に一部助成を実施した。

※平成28年4月から、ロタワクチンの予防接種費用の一部助成を実施した。

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成27年度	平成28年度		平成29年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
共済費	-	1	-	-	-
賃金	-	184	-	-	-
旅費	-	13	24	13	12
需用費	-	2,793	2,629	2,881	2,672
役務費	-	6,171	6,458	7,039	6,763
委託料	-	848,607	889,585	891,978	892,344
負担金補助及び 交付金	-	5,362	4,341	5,363	4,458
扶助費	-	-	28,299	-	-
合計		863,131	931,337	907,274	906,252

保健予防課は平成28年度から新設された課であるため、平成27年度の決算額はない。

### (3) 監査結果及び意見

#### 【保健予防業務委託契約に係る見積書徴取について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市は公益社団法人前橋市医師会との保健予防業務委託契約を、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約によって締結している。随意契約の締結にあたっては、前橋市契約規則第16条第1項で予定価格の作成が求められているが、予定価格を定めることが困難であるとして、同項ただし書を適用し予定価格を作成していない。また、前橋市契約規則第17条第1項で随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴するものとされているが、見積書を徴することが困難又は不相当と認められるときに該当するものとして、同条第2項第6号を適用し、見積書を作成していない。

まず予定価格を作成していない点については、保健予防業務は専門知識を要し予定価格を定めることが困難であるとの説明を受けた。しかしながら、予防接種業務に必要なワクチンの卸値を調べ、医療診療報酬点数を基に算定した委託料を合算することで、合理的な価格算定は十分に可能とも考えられる。また見積書の徴取については、「見積書を徴することが困難又は不相当と認められる」状況について明確な説明がなかった。

予防接種を含む保健予防業務は、専門知識を要する業務であり、また市内全域の病院をカバーし前橋市民の公益に貢献するという目的から、特定の医療機関が行うことは適切ではなく、競争入札に適さない業務であると考えられる。また価格の決定にあたっては、実際には、担当者がワクチンの価格に医療診療報酬点数を基に計算した委託料を加算して委託単価を算定しており、その金額をもとに公益社団法人前橋市医師会と協議し決定している、との説明を受けた。

しかしながら、競争原理が働かない契約については、価格の決定にあたってはより慎重にあるべきであり、単に困難である等の理由により、予定価格の作成や見積書の徴取を行わず、結果として価格決定の過程が文書化されないことは好ましくない。

（改善案）

見積書の徴取を行い、価格決定のための算定過程が文書化されることが好ましい。

## 3 心の健康づくり推進事業

### (1) 事業の概要

精神障害者の早期治療の促進並びに精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、市民の心の健康の保持増進を図るための諸活動を行った。

#### ○精神保健福祉相談

嘱託精神科医師による相談(定期・予約制)、保健師・精神保健福祉士による来所・電話相談や家庭訪問を実施した。

区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期相談 嘱託医師	実施回数		41 回	39 回	33 回	34 回	35 回
	延人数		75 人	69 人	58 人	54 人	54 人
若者のこころ の相談	実施回数		8 回	5 回	0 回	0 回	0 回
	延人数		11 人	5 人	0 人	0 人	0 人
来所相談（延人数）			590 人	620 人	437 人	639 人	341 人
電話相談（延人数）			3,845 人	3,652 人	2,741 人	3,335 人	1,916 人
家庭訪問	実人数		150 人	249 人	115 人	136 人	123 人
	延人数		527 人	462 人	371 人	469 人	281 人

○保護申請等の処理

精神保健福祉法に基づく措置入院に係る通報受理等については、群馬県精神科救急情報センターにおいて県内一元化されており、本市保健所では、退院後の医療継続や生活支援に重点を置いた活動を行った。

(単位：件)

区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通報・申請・届出			65	61	86	82	61
内 訳	法第 22 条申請		-	0	0	0	0
	法第 23 条通報		0	43	65	57	33
	法第 24 条通報		47	8	7	7	9
	法第 25 条通報		7	0	0	0	0
	法第 26 条通報		11	10	14	18	19
	法第 26 条の 2 届出		0	0	0	0	0
措置診察該当者数			45	46	60	57	33
措置 診察 結果	措置入院		14	20	19	19	12
	医療保護入院		10	9	17	22	14
	任意入院		0	1	0	0	0
	応急入院		0	0	0	0	0
	帰宅		21	16	24	16	7
年度末措置入院者数			2	3	3	5	6

※平成 26 年 4 月 1 日精神保健福祉法改正により項目の変更あり

23 条→22 条（一般人）、24 条→23 条（警察官）、25 条→24 条（検察官）、25 条の 2→25 条（保護観察所）

○ 支援会議の開催

通報等により措置入院または医療保護入院となった者、医療観察法の対象者等に対し、本人、家族、関係者が集まり退院後の医療継続や生活支援のための検討を行った。また、対応困難者に対する支援の検討を行った。

区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通報・申請届出に よる入院者	実件数		26 件	16 件	14 件	19 件	17 件
	延件数		31 件	18 件	14 件	19 件	19 件
医療観察法 対 象 者	実件数		5 件	3 件	4 件	7 件	10 件
	延件数		14 件	10 件	10 件	11 件	28 件
相 談 等	実件数		25 件	24 件	29 件	12 件	15 件
	延件数		30 件	41 件	33 件	12 件	19 件

○精神保健福祉ネットワーク会議の開催

精神障害者の社会復帰や社会参加促進のため、市内の地域支援に携わる関係機関の連携を深め、保健、医療、福祉等の情報交換及び課題の共有を行った。

区 分	開 催 日	関係機関数	参加人数
第 1 回	平成 29 年 10 月 6 日 (金)	41	51 人

○普及啓発活動

精神保健福祉やこころの健康について関心を持つとともに、地域で生活する精神障害者への理解を深め、ともに生きる地域づくりを目指して、研修会等を開催した。

ア 精神保健福祉関係職員研修（やさしい精神保健福祉講座）

知的障害者関係施設職員等を対象に研修会を行った。

区 分	開 催 日	参加者数	内 容
第 1 回	平成 30 年 2 月 20 日(火)	32 人	精神疾患と発達障害、精神障害者との関わり方について
第 2 回	平成 30 年 2 月 26 日(月)	24 人	ピアからのメッセージ、受診の仕方について

イ その他

市民や実務者等を対象に普及啓発を行った。

回 数	参加人数	内 容
8 回	234 人	実務者研修等



○組織活動支援

精神障害者家族会、自助グループ、精神保健福祉ボランティアなど組織運営等に関する相談、援助、助言指導を行った。

区 分	会員数	支援件数
前橋精神障害者家族会（あざみ会）	63人	17件
群馬県精神障害者家族会（つつじ会）	－	1件
自助グループ等	－	12件
精神保健福祉ボランティア（ほほえみの会）	－	8件
その他	－	11件

○自殺対策の実施

自殺対策の一環として、啓発キャンペーンや研修会等を実施。また、総合的な対策のため、各関係機関と連携を図るネットワーク会議を開催した。

区 分	実 施 日	場 所	内 容	
普及啓発	健康アップ体験会	平成29年6月22日（木） 平成29年9月20日（水）	市内モール	イベント開催に合わせ、自殺予防、うつ病等についての啓発を実施。啓発物配布数：1,423枚
	ブックキャンペーン	平成29年9月8日（金）～ 平成29年9月20日（水）	市立図書館東分館	図書館で自殺予防関連の書籍を集めたコーナーの設置や啓発ポスターの展示、啓発物の配布を実施。啓発物配布数：4,251枚
		平成29年9月21日（木） ～平成29年10月1日（日）	市立図書館上川淵分館	
		平成30年2月21日（水） ～平成30年2月27日（火）	市立図書館本館	
自殺予防週間 群馬県自殺予防月間	平成29年9月1日（金）～ 平成29年9月30日（土）	保健所及び市役所庁舎、各支所、市民サービスセンター、図書館等	自殺予防週間（9/10～9/16）及び群馬県自殺予防月間（9月）に合わせポスター掲示	
自殺対策強化月間	平成30年3月1日（木）～ 平成30年3月31日（土）		自殺対策強化月間（3月）に合わせ広報に特集記事掲載、懸垂幕の掲示、ラジオ放送、自殺予防啓発カード・ポケットティッシュ配布。啓発物配布数：2,320枚	

区分	実施日	場所	内容
研修会・会議	市民健康講座	平成 29 年 8 月 31 日 (木)	内容：うつ病と睡眠について 対象：市民 受講者数：52 人 場所：保健センター
	ゲートキーパー 養成研修	平成 29 年 9 月 25 日 (月)	対象：市民、受講者数：35 人 場所：上川淵公民館
		平成 29 年 12 月 20 日 (水)	対象：サンデン赤城事業所職員 受講者数：19 人 場所：サンデンホールディングス 赤城事業所
		平成 30 年 2 月 5 日 (月)	対象：保健推進員 受講者数：16 人 場所：第三コミュニティセンター
		平成 30 年 3 月 7 日 (水)	対象：市民 受講者数：127 人 場所：総合福祉会館
	自殺予防実務者 研修会	平成 29 年 6 月 2 日 (金)	対象：庁内関係職員 受講者数：40 人 場所：保健センター
		平成 30 年 2 月 6 日 (火)	対象：市内・庁内関係職員 受講者数：54 人 場所：保健センター
	自殺対策推進協 議会	平成 29 年 7 月 26 日 (水)	出席者：26 人 場所：保健センター
		平成 29 年 11 月 22 日 (水)	出席者：25 人 場所：第二コミュニティセンター
		平成 30 年 2 月 22 日 (木)	出席者：23 人 場所：第二コミュニティセンター
	自殺対策庁内推 進会議・幹事会	平成 29 年 7 月 11 日 (火)	出席者：25 人 場所：市役所
		平成 29 年 11 月 15 日 (水)	出席者：25 人 場所：市役所
		平成 30 年 2 月 14 日 (水)	出席者：25 人 場所：市役所

区 分		実 施 日	場 所	内 容
	前橋地域自殺対策ネットワーク会議	平成 29 年 12 月 11 日 (月)	出席者：19 機関 24 人 場所：第二コミュニティセンター	
	前橋地域自殺対策ネットワーク会議分科会	平成 29 年 12 月 11 日 (月)	出席者：7 機関 7 人 場所：第二コミュニティセンター	

○精神障害者社会適応訓練事業（職親制度）

<協力事業所（職親）登録状況>

区 分	食品関係	印刷・製造関係	その他	合 計
事業所数	2 件	6 件	5 件	13 件

<訓練状況>

平成 29 年度 利用者なし

○ひきこもり対策事業

ひきこもりの長期化を防ぐため、家族が集まり、当事者への支援方法を検討するため教室と講演会を開催した。

<ひきこもりの若者の家族の教室>

回 数	延参加人数	内 容
9 回	87 人	グループワーク、講義

<ひきこもりの若者の家族の教室（講演会）>

実 施 日	延参加人数	内 容
平成 29 年 9 月 14 日 (木)	47 人	ひきこもりへの対応について当事者経験もある支援者より講演

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	-	3,192	3,228	3,765	2,971
共済費	-	416	413	415	271
報償費	-	205	87	168	196

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
旅費	-	129	198	135	98
需用費	-	786	852	1,035	961
役務費	-	510	784	657	636
委託料	-	514	368	3,624	3,156
負担金補助及び 交付金	-	82	18	18	18
合計	-	5,834	5,951	9,817	8,310

保健予防課は平成 28 年度から新設された課であるため、平成 27 年度の決算額はない。

### (3) 監査結果及び意見

#### 【精神保健福祉相談における嘱託医師の報酬について（監査結果）】

（現状及び問題点）

精神保健福祉相談において、前橋市保健所では⑦医師会推薦による医師及び④嘱託精神科医師による相談を実施している。④嘱託精神科医師による相談の報酬については、嘱託医として任用している（地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号）ところ、本事業においては 2 名の医師に委嘱し、以下の金額を支払うものとしている。

	金額	委嘱日
A 医師	3 万円／月額×12 月＝36 万円	月 1 回（第 1 金曜 13:30～16:30）
B 医師	2 万円／月額×12 月＝24 万円	月 1 回（第 3 水曜 10:00～12:00）

※単価の違いは、A 医師は 1 回 3 時間、B 医師は 1 回 2 時間と、相談時間の差による。

監査の過程で嘱託医の相談実績を閲覧したところ、諸事情により中止となった回や相談予約がなく出勤していない回があったが、嘱託医に対する報酬は全て出勤したものとして支払いが行われていた。

#### 嘱託医による相談実績

	A 医師			B 医師		
	日	時間	相談件数	日	時間	相談件数
4 月	7 日	13:30～16:30	1	19 日	10:00～12:00	1
5 月	12 日	13:30～16:30	1	17 日	10:00～12:00	1
6 月	2 日	13:30～16:30	1	21 日	10:00～12:00	2

	A 医師			B 医師		
	日	時間	相談件数	日	時間	相談件数
7月	7日	13:30~16:30	2	19日	10:00~12:00	2
8月	4日	13:30~16:30	2			なし
9月	1日	13:30~16:30	2	20日	10:00~12:00	1
10月	6日	13:30~15:30	会議	18日	10:00~12:00	2
11月	10日	13:30~16:30	2	15日	10:00~12:00	1
12月	1日	13:30~16:30	1	20日	10:00~12:00	1
1月	5日	13:30~16:30	2	17日	10:00~12:00	1
2月	2日	大雪のため中止		21日	10:00~12:00	2
3月	2日	13:30~16:30	2			なし
計			16			14

(改善案)

出勤回数に基づいて嘱託医への報酬を決定しているのであれば、実績に応じた支払いをすべきであり、中止や相談予約がない回は、報酬を支給すべきではない。

### 【自殺対策推進協議会公募委員の選考について（監査結果）】

(現状及び問題点)

自殺対策推進協議会の委員として2名の市民公募枠が設けられている。平成29年度の公募枠への申込者は、4名（男性1名、女性3名）であり、応募書類として作文が各応募者より提出された。選考方法としては、公平性を担保するため、応募者の氏名、住所、職業は伏せられ、選考者（保健所長ほか2名、計3名。いずれも市職員）が個別審査（合議しない）する方式が採用された。

最終的に採用されたのは、女性2名であるが、このうち1名（以下「A」という）の選考過程に以下の疑念点が発見された。まずAの応募書類は、当初4行程度しか記載されておらず、選考者の採点も全4名中、最下位であった。しかしその後、Aに対してのみ応募書類の追加を依頼しており、応募書類の書式の従わないノートに15行程度を記載した書類が追完された。追完書類について再度、選考、採点がなされ、結果Aが最高得点で選考された。

Aは、平成29年3月まで前橋市の職員、保健師として勤務していた者で、上記のとおり、Aに対してのみ選考過程で上記特別扱いをしているものと考えられ、選考の公平性が厳守されていたか疑問が残る。

(改善案)

要項に基づき公平性を保った選考がなされるべきである。

## 【自殺対策推進計画策定における業務委託業者の選考について（意見）】

（現状及び問題点）

自殺対策推進計画策定業務に関し、業務委託先業者の選考が公募型プロポーザル方式を採用して行われた。選考者は、保健所長らをはじめとする市保健所職員で構成する審査委員会が行い、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）によって委託業者を1社選定するものとしている。

応募は2社からあり、まず一次審査として書類選考がなされたが、総得点に大きな差がないとの理由で2社とも一次審査を通過した。なお一次審査の採点結果は、（最終的に選定された業者）A社は347点、B社は373点であった。

続いて行われた二次審査の結果、A社の採点結果は402点でありB社は376点であった。これらの結果を受けて、二次審査の最高得点であること、個々の採点項目において特出した欠点がないという理由により、最終的にA社が選定された。

上記選考過程において、一次及び二次審査の合計点をみると、A社749点（347点+402点）、B社749点（373点+376点）で同点となる。要項上では、一次審査・二次審査のそれぞれの位置づけが明確になっておらず、一次審査の結果を反映させなければならないものと明記されてはいないが、一方で二次審査の結果のみで最終選考を行うことも明記されていない。一次審査の結果も踏まえた総合的な選考がなされたのか疑問が残る。

（改善案）

業務委託先の選考手続については、より公平・公正性を担保し、選考過程に疑念を持たれないよう、選考方法をより明確に定義しておく必要があるものとする。例えば一次審査の結果は二次審査に反映させるのか、総得点が同点となった場合はどのように選定するのか、さらに最終審査を行うのか等、をあらかじめ要項に記載しておくことが望まれる。

## 4 難病患者地域支援事業

### (1) 事業の概要

患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心として地域医療機関、福祉部等の関係機関との連携の下に事業を行った。

#### ○特定疾患医療給付事務

群馬県知事から委託を受け、特定疾患医療給付の申請等受付を行った。

(単位：件)

区 分	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
特定疾患医療給付申請書(新規申請者用)の受理	379	480	452	405	419
特定疾患医療給付承認内容変更(追加・転入)届の受理	436	495	1,055	1,309	1,339
特定疾患医療給付中止(終了)届の受理	120	247	271	184	124
特定疾患医療費請求書の受理	202	250	631	544	580
特定疾患医療給付申請書(更新者用)の受理	2,285	2,426	2,576	2,591	2,592

## ○医療等相談事業

難病患者や家族が病気についての理解を深め、より良い療養生活を送れるように、医師等による講演会及び患者、家族の交流会を開催した。

(延人数)

開 催 日	内 容	対象疾患	参加人数
平成 29 年 6 月 20 日 (火)	医師講話・交流会	突発性拡張型心筋症	20 人
平成 29 年 6 月 28 日 (水)	講話(管理栄養士)・交流会		20 人
平成 29 年 7 月 10 日 (月)	歯科医師講話・交流会	パーキンソン病	35 人
平成 29 年 7 月 26 日 (水)	医師講話・交流会		53 人
平成 29 年 11 月 1 日 (水)	医師講話・交流会	多系統萎縮症	22 人
平成 29 年 11 月 6 日 (月)	講話(管理栄養士・歯科衛生士)・交流会	脊髄小脳変性症	6 人

## ○訪問・相談指導事業

来所や電話での相談や筋萎縮性側索硬化症の療養者を中心とした家庭訪問を実施した。

&lt;家庭訪問&gt;

(単位：人)

疾 患 名	訪問実人数	訪問延人数
筋萎縮性側索硬化症(ALS) 封入体筋炎	32	76
多系統萎縮症(MSA)	8	12
脊髄小脳変性症(SCD)	4	5
筋ジストロフィー	1	1

疾患名	訪問実人数	訪問延人数
點頭てんかん	1	1
平成29年度計	46	95
平成28年度計	45	107
平成27年度計	38	136

<来所相談・電話相談>

(単位：件)

区分	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
来所(延件数)		40	59	78	119	104
電話(延件数)		1,524	1,331	1,199	1,117	1168

○在宅療養支援計画策定・評価事業

難病の在宅療養者を対象に関係機関と密接な連携を図りながら総合的なサービス提供のため支援者会議を開催した。また、所内で定期的に事例検討会を開催した。

区分	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保健所 主催	実施回数	3回	5回	2回	1回	4回
	延参加者	31人	27人	25人	3人	13人
他機関 主催	参加回数	28回	40回	42回	30回	31回
	延出席者	245人	313人	334人	261人	263人
所内事例 検討	実施回数	5回	5回	10回	5回	5回
	延参加者	35人	36人	75人	31人	27人

○難病療養支援実務者研修会

医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等を対象に研修会を実施した。

開催日	内容	参加人数
平成29年5月16日(火)	講話「神経難病支援を通して地域包括ケアシステムを考える」 グループワーク「事例検討会」	72人
平成29年11月1日(水)	医療講演会(神経・筋疾患療養相談会と同時開催)	7人
平成29年12月11日(月)	講話「療養者・介護者支援の事故防止を考える」 グループワーク「事例検討会」	32人



○難病対策地域協議会（群馬県・前橋市・高崎市の共同設置）

難病患者及び家族の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関等の連携を図るとともに、県内における難病対策のあり方や体制の整備等について協議する。

回数	委員数
1回	15人

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	-	6,240	7,908	7,968	10,035
共済費	-	1,046	1,315	1,378	1,712
賃金	-	1,787	1,685	1,801	1,691
報償費	-	35	34	40	57
旅費	-	129	108	98	95
需用費	-	573	474	556	553
役務費	-	474	445	419	449
委託料	-	52	51	69	51
使用料及び賃借料	-	615	431	500	572
備品購入費	-	-	91	-	-
負担金補助及び 交付金	-	522	508	522	521
公課費	-	27	6	7	6
合計	-	11,500	13,062	13,358	15,746

保健予防課は平成 28 年度から新設された課であるため、平成 27 年度の決算額はない。

(3) 監査結果及び意見

【産休・育休代替職員の報酬及び共済費について（意見）】

(現状及び問題点)

平成 29 年度決算額における報酬の金額は 10,035 千円であり、当初予算の金額である 7,968 千円から 2,067 千円増加している。これは、当該事業に係わる職員が産休・育休を取得するため、代替職員を新たに確保したためであるとの説明を受けた。この結果、事業費全体でも当初予算と比較して 2,388 千円、平成 28 年度と比較しても 2,684 千円増加している。

事業の規模を把握し評価するという観点から、事業費は当該事業を行うために必要な経費を計上すべきである。しかしながら、当該事業の事務量が増加し必要な人員が増加したわけではないのに、職員の産休・育休という事実のみで事業費が増加することは、事業の規模を把握し評価するという観点から合理的ではない。また当初予算では、当該事業に係わる職員に対する報酬及び共済費については、保健総務課の職員人件費として計上されていたのにもかかわらず、代替職員が生じた場合はこの事業として計上することも合理的でない。

(改善案)

事業の規模を把握し評価するという観点から、職員の産休・育休という事実に基づく人件費の増加を、当該事業費に計上することは望ましくない。当初の職員の人件費が計上されている職員人件費の事業として計上することが望ましいのではないか。なお、産休・育休が生じた場合の代替職員の人件費については、前橋市の方針として同様の扱いになっているとの説明を受けており、当該事業のみならずその他の事業でも検討をすべきである。

## 5 結核予防事業

### (1) 事業の概要

結核の新登録患者数、潜在性結核感染症患者数、年末時の登録患者数とも横ばい状態である。結核に対する正しい知識の普及啓発を行い、患者への治療支援活動、服薬支援事業（DOTS）、患者及び家族等に対する健康診断等を実施した。

#### ① 登録患者数（年末数）

(単位：人)

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
登録患者数		98	81	72	79	30
新登録患者数		35	31	31	42	27
潜在性 結核感染症	(別掲) 登録患者	38	42	39	49	13
	新登録患者	15	13	18	24	19

※登録患者数については、平成 29 年より、年末内服治療中の人数を記載した。

#### ② 勧告数

(単位：件)

区分 \ 年度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
応急入院勧告	17	20	16	28	14
就業制限	19	22	20	33	16
本入院勧告	17	18	16	23	14

本入院勧告の延長	53	47	44	60	37
----------	----	----	----	----	----

③ 訪問指導

(単位：人)

実人数	DOTS (再掲)	延人数	DOTS (再掲)
106	55	381	283

④ 接触者健康診断

(単位：人)

検査 種別 区分	X線 (喀痰検査)	QFT 検査	ツベルクリン 反応検査	その他	対象者 (実人数)	未受診 (実人数)	潜在性結 核感染症 治療開始
患者家族	36 (2)	22	0	6	44	1	1
その他	19 (2)	62	0	12	77	3	0
合計	55 (4)	84	0	18	121	4	1

⑤ 管理検診

(単位：人)

対象者数 (実人数)	保健所 (医師会委託)	その他	結果内訳 (実人数)			未把握 (実人数)
			要治療	要観察	観察終了	
111	81	102	0	74	31	6

⑥ 結核予防週間のキャンペーンの実施 (9月24日～30日)

懸垂幕の掲揚、市広報及びホームページへの掲載、パンフレットの配布を行った。

⑦ 私立学校新入生定期健康診断補助金

結核の発生及びまん延の防止を図るため、市内に設置する大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校が実施する結核に係る定期健康診断に対して、費用の一部を補助した。

学校数	補助金額
21校	1,530,100円

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報償費	-	32	16	32	-
旅費	-	147	83	154	102
需用費	-	760	530	695	394
役務費	-	190	144	233	124
委託料	-	2,041	3,298	3,876	1,860
負担金補助及び 交付金	-	930	1,601	931	1,563
合計	-	4,100	5,674	5,921	4,046

保健予防課は平成 28 年度から新設された課であるため、平成 27 年度の決算額はない。

## (3) 監査結果及び意見

### 【採血管の管理簿の記載方法について（意見）】

(現状及び問題点)

当該事業では、医療材料費として注射針や採血管等を購入しており、これらの在庫を管理するため、管理簿を作成している。監査の過程において採血管の管理簿を閲覧したところ、有効期限欄の記載については、採血管のラベルに記載の通り西暦で記載すべきとしているが、和暦に直して記載している箇所があった。

(改善案)

事務の間違いを防止する観点から、有効期限の記載方法の統一が望まれる。

## 6 結核公費負担医療費給付事業

### (1) 事業の概要

感染症診査協議会（結核診査部会）を月 2 回開催し、感染性結核患者に対する感染防止の措置（就業制限「感染症の予防及び感染書の患者に対する医療に関する法律第 18 条」・入院勧告「同法第 20 条」）、入院患者の医療費の公費負担「同法第 37 条」、外来治療患者の公費負担「同法第 37 条の 2」等について診査し、医療費を給付した。

① 感染症診査協議会（結核診査部会）診査状況

(単位：件)

	申請 件数	承認 件数	申 請 内 訳					合計
			新規	(再登 録)	継続	(医療 内容の 変更)	小計	
法第 37 条の 2	69	66	49	(1)	20	(2)	69	119
法第 18 条・ 第 20 条	50	50	14	0	36	0	50	

② 結核公費負担医療給付事業

区 分	金額 (円)
結核入院患者に対する医療費給付 (法第 37 条関係)	8,299,584
結核一般患者に対する医療費補助(法第 37 条の 2 関係)	872,096

※入院患者に対する医療(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条)は、指定医療機関で受ける一定の医療に要する費用を公費負担する。(世帯の所得に応じ、自己負担を要する場合がある。)

※一般患者に対する医療 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2) は、指定医療機関で受ける一定の医療について、その費用の 95%を保険給付及び公費で負担する。

※表の金額には手数料を含まない。

③ 結核指定医療機関

(単位：件)

	平成 28 年度末 登録数	辞退数	指定数		平成 29 年度末 登録数
			新規	変更	
病院・診療所	279	11	5	2	273
薬局	184	6	10	11	188

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
役務費	-	44	64	49	45
負担金補助及び 交付金	-	7,019	16,063	12,418	9,996

合計	-	7,063	16,127	12,467	10,041
----	---	-------	--------	--------	--------

保健予防課は平成 28 年度から新設された課であるため、平成 27 年度の決算額はない。

### (3) 監査結果及び意見

#### 【社会保険診療報酬支払基金への支払に関する内部資料について（意見）】

（現状及び問題点）

前橋市が行う結核医療交付負担分の社会保険診療報酬支払基金への支払は、契約書上で、（１）診療月の翌月に 1 か月半分を概算払いし、（２）診療月の翌々月 20 日までにその概算払いを精算する旨を規定している。この契約書に基づく支払金額を管理するため、「各法分診療報酬等概算額内訳」という内部資料を作成しているが、前月の精算額を記入する欄が空欄となっているものがあつた。なお実際の支払額は正しく計算されていることから、内部資料としての作成の必要性について検討の必要があると考える。

（改善案）

事務の効率化及び間違いを防止する観点から、内部資料についても記載内容や作成の必要性を適時見直すことが必要である。

## 7 感染症予防事業

### (1) 事業の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、感染症発生动向の把握や分析による異常の早期把握、感染源の究明、二次感染防止の指導等を行った。

#### ○感染症発生届出状況

医師から感染症発生の届け出を受理し、二次感染防止のため、感染源及び感染経路解明の調査を行い、対策を講じた。また、感染症類型により状況は異なるが、健康診断、就業制限、入院勧告及び消毒等の措置を講じた。

<全数把握発生届出数>

（単位：件）

類型	疾病名（感染症名）	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
二類	結核	46	46	48	64	48
三類	腸管出血性大腸菌感染症	13	15	26	16	34

類型	疾病名（感染症名）	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
四類	A型肝炎	3	2	0	1	2
	E型肝炎	1	1	4	2	4
	回帰熱	0	0	0	1	0
	ジカウイルス感染症	-	-	0	1	0
	つつが虫病	0	1	0	3	0
	デング熱	0	2	1	3	3
	ライム病	0	0	0	1	0
	レジオネラ症	6	6	10	7	4
	レプトスピラ症	1	0	0	0	0
五類	アメーバ赤痢	5	4	1	3	5
	ウイルス性肝炎	0	1	0	2	0
	カルバパネム耐性腸内細菌科細菌感染症	-	12	13	3	1
	急性脳炎	4	9	3	4	2
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	1	2	6
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	6	2	2	3
	後天性免疫不全症候群	5	8	7	7	4
	ジアルジア症	0	1	1	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	0	2	1	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	13	15	25	21	13
	水痘（入院例）	-	2	1	1	2
	梅毒	3	4	6	18	20
	播種性クリプトコックス症	-	1	0	1	0
	破傷風	4	4	1	1	3
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	3	0	0	1
	風しん	16	0	0	0	0
麻しん	0	0	1	0	0	

※ 「-」は当時報告義務がなかった疾病である。

<措置数>

(単位：件)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
健康診断	38	33	54	46	58
就業制限	8	11	14	13	17

入院勧告	0	0	0	0	0
消毒	13	16	25	16	33

※結核に関する措置数を除く。

#### ○定点把握感染症発生動向調査

感染症法に基づく感染症発生動向調査の定点把握五類感染症は、週単位、月単位で情報収集・分析・情報提供し、流行の予測と予防対策に役立てようとするものであり、地方感染症情報センター（群馬県）及び中央感染症情報センター（厚生労働省）とのオンラインシステムにより報告を行った。また、定点医療機関からの報告数は52回、月報の報告数は各定点から12回であった。また、疑似症定点医療機関を選定し、随時情報の収集を行った。

#### <定点医療機関数>

（単位：カ所）

区分 定点	小児科	インフルエンザ		眼科	STD (性感染症)	基幹
		小児科	内科			
定点医療機関数	9	9	6	3	4	1

#### ○行政検査依頼数

医療機関からの依頼により、必要に応じて群馬県衛生環境研究所、国立感染症研究所に検査を依頼した。

#### <検査依頼数>

（単位：件）

疾病名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中東呼吸器症候群(MERS)	-	-	3	0	0
オウム病	0	2	0	0	0
ジカウイルス感染症	-	-	0	6	0
重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	-	1	1	1	3
チクングニア熱	0	0	0	3	0
つつが虫	0	0	0	1	0
デング熱	0	1	1	1	0
日本紅斑熱	0	1	0	0	0
破傷風	2	0	0	0	0
ライム病	0	0	0	3	0



レプトスピラ症	1	2	0	7	3
---------	---	---	---	---	---

※ 「-」は当時報告義務がなかった疾病である。

#### ○インフルエンザ様疾患発生状況

管内における 29-30 シーズンのインフルエンザ様疾患による集団発生報告（学級閉鎖報告）を地方感染症情報センター（群馬県）に行った。平成 29 年度の感染症発生動向調査の病原体定点からの検体数は 27 件で、うち 25 件が陽性だった（インフルエンザウイルス AH1pdm09 型 6 件、AH3 型 6 件、B 型(山形系統 13 件)）。

※検査は全て群馬県衛生環境研究所に依頼

<インフルエンザによる学級閉鎖等の状況>

		25-26 シーズン	26-27 シーズン	27-28 シーズン	28-29 シーズン	29-30 シーズン
休校	校数	2	0	1	0	2
	クラス数	12	0	7	0	37
学年閉鎖	校数	24	16	33	27	24
	クラス数	36	27	69	58	45
学級閉鎖	校数	102	67	107	109	163
	クラス数	174	95	198	187	306
合計	校数	128	83	141	136	189
	クラス数	222	122	274	245	388

#### ○平常時感染症対策

給食従事者等を対象に定期検便（集団）及び一般検便を実施した。

#### ○麻しん・風しん対策

群馬県麻しん及び風しんの排除に向けた積極的疫学調査実施要領に基づいて、医療機関において麻しん及び風しん（疑いを含む）患者が受診した場合、患者の同意のもと、医療機関からの連絡を受け、積極的疫学調査（疫学調査及び麻しん・風しん遺伝子検査）を実施した。報告件数は 5 件だった。

#### ○蚊媒介感染症対策

デング熱等蚊媒介感染症の予防対策としてポスター等を作成し、蚊の発生予防方法の普及を図った。蚊のモニタリング調査を、群馬県立敷島公園で 5 月下旬から 10 月まで 11 回実施し、蚊媒介感染症に関する、人・蚊のリスク評価を行った。

#### ○その他の感染症対策

管外からの依頼による感染症患者の接触者調査等 4 件、嘔吐下痢症患者発生に伴う施設等からの相談について、消毒方法・二次感染防止等の指導、海外渡航者の健康相談を実施した。

○感染症予防研修会の開催

市内幼稚園、保育（園）所、認定こども園の感染症担当者を対象として「感染症について、吐物処理について」の研修会を開催した。

<研修会の開催>

開催日	対象施設	参加人数
平成 29 年 10 月 20 日（月）	幼稚園、保育（園）所、認定こども園	31 人

○施設巡回指導

介護保険施設に対し、感染症予防のための施設及び維持管理体制整備や感染症対策マニュアルの作成等の技術的助言、衛生管理指導を行うことにより、施設の平常時からの感染対策の強化に向け、計画的・継続的な取り組みを支援し、感染症の集団発生を未然に防止する取り組みを行った。（9 施設を実施）

(2) 決算の状況

（単位：千円）

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	-	3,834	4,865	3,822	3,514
共済費	-	304	539	304	300
報償費	-	2,222	2,157	2,160	2,021
旅費	-	140	107	184	138
需用費	-	1,333	1,159	1,241	1,020
役務費	-	238	185	211	127
委託料	-	1,135	700	1,779	1,200
備品購入費	-	33	-	-	-
負担金補助及び 交付金	-	73	3	134	64
公課費	-	25	24	-	-
合計	-	9,337	9,743	9,835	8,387

保健予防課は平成 28 年度から新設された課であるため、平成 27 年度の決算額はない。

### (3) 監査結果及び意見

#### 【嘱託職員の報酬及び共済費について（意見）】

（現状及び問題点）

感染症予防事業として、保健予防課感染症対策係に所属する嘱託員の報酬及び共済費が計上されているが、当該嘱託員は感染症対策係の所管する複数の事業の事務に関わっており、当該事業のみの事務を行っているわけではない。感染症対策係としては、この事業を係の中の主たる事業として考えているため、この事業に計上しているとの説明を受けた。

事業の規模を把握し評価するという観点から、事業費は当該事業を行うために必要な経費を計上すべきである。しかしながら、この事業が感染症対策係の中で特段規模が大きいわけではなく、また事務量としても大きいわけでもないことから、すべての経費を計上することは合理的ではないと考える。また、感染症対策係の正規職員の人件費は、保健総務課の職員人件費として別に計上されているのにも関わらず、嘱託員の人件費のみ当該事業に計上することも合理的ではないと考える。

（改善案）

報酬及び共済費といった人件費は事業を行うのに主要な経費であり、事業の規模を把握し評価する観点から、特定の事業に計上するのではなく、一定の基準を設け各事業に合理的に按分することが望ましいと考える。

しかしながら、各事業への人件費の配分は多くの工数を要するとも考えられるので、予算とは別枠で管理することを前提に、複数の事業にまたがって事務を行う嘱託員の人件費については、一括して保健総務課の職員人件費として計上することも検討することが望ましい。

## 8 特定感染症予防事業

### (1) 事業の概要

H I V等の特定感染症を早期に発見し、治療に繋げ、まん延防止を図るため、相談・検査事業を実施した。また、キャンペーンやエイズ講演会を通して正しい知識の普及とエイズに対する理解や支援の拡大に努めた。

#### ○エイズ相談・検査事業

エイズ・クラミジア・淋菌・梅毒・B型肝炎・C型肝炎について無料で検査・相談を実施した。

※毎週水曜日の午前9時から10時30分まで予約制で実施

<検査状況>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	51回	50回	48回	48回	43回
H I V検査	295件	315件	293件	261件	247件

	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
クラミジア・淋菌	203 件	241 件	192 件	196 件	185 件
梅毒	239 件	270 件	212 件	223 件	208 件
B 型肝炎	242 件	274 件	211 件	225 件	201 件
C 型肝炎	242 件	273 件	210 件	224 件	200 件

○エイズ対策促進事業

市民に対してエイズ等感染症に関する知識の普及啓発を行い、エイズ対策の推進を図った。

項目	内容
H I V 検査普及週間のキャンペーンの実施(6月1日～7日)	H I V 検査普及週間のキャンペーンを実施した。
世界エイズデーのキャンペーンの実施(11月18日、19日、12月6日)	懸垂幕の掲揚、検査・相談の時間枠を拡大して実施した。 前橋プラザ元気 21 (まえばし学校フェスタ会場) において、各小学校・中学校・高等学校で使用している教材の展示、高校生が作成したキルト・パネルの展示、ポスター掲示を行った。
エイズ講演会の開催	市内の高等学校の生徒・保護者・教諭を対象に、学校側からの希望で講演会を実施している。 平成 29 年度は、学校単独で開催したため実績なし。

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報償費	-	50	50	50	-
旅費	-	126	90	134	91
需用費	-	2,338	1,964	2,131	1,376
役務費	-	4	2	4	2
委託料	-	3,202	2,397	3,214	2,034
負担金補助及び 交付金	-	5	5	5	5
合計	-	5,725	4,510	5,538	3,509

保健予防課は平成 28 年度から新設された課であるため、平成 27 年度の決算額はない。

### (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 9 難病患者見舞金支給事業

### (1) 事業の概要

難病医療法に規定する指定難病による医療給付、児童福祉法に規定する疾病による小児慢性特定疾病医療給付に該当している市民に見舞金を支給した。

○患者 1 人につき 1 回限り 36,000 円を支給

### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
需用費	-	10	8	10	5
役務費	-	234	76	30	17
扶助費	-	102,492	103,752	12,996	9,072
合計	-	102,736	103,836	13,036	9,095

保健予防課は平成 28 年度から新設された課であるため、平成 27 年度の決算額はない。

### (3) 監査結果及び意見

特記すべき事項はない。

## 10 小児慢性特定疾病事業

### (1) 事業の概要

慢性疾患により長期にわたり養育を必要とする児童に対し、当該疾患の治療にかかる医療費等を給付すると共に、必要な情報の提供や相談・助言を行い児童の自立や成長の支援を行う。

○小児慢性特定疾病医療費支給認定事務

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療育を必要とする児童に対し、医療給付を行う。

区分	処理件数
小児慢性特定疾病医療給付（新規申請者）	41 件
小児慢性特定疾病医療給付（更新申請者）	234 件

○小児慢性特定疾病審査会

小児慢性特定疾病医療費の支給申請の内容について、適正かつ慎重に審査する。

回数	参加者数
11 回	274 人

○慢性疾病児童等地域支援協議会（群馬県・前橋市・高崎市の共同設置）

地域において疾病児童等の自立を支援することを目的とし、関係機関の連携・情報共有・地域における課題検討を行い、自立支援が総合的に実施されるよう協議する。

回数	委員数
1 回	15 人

○県外通院費助成制度

小児慢性特定疾病における県外医療機関への通院の際に要した交通費の一部を助成する。

制度利用者数	助成額
36 人	1,224,788 円

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	-	480	336	480	336
旅費	-	-	-	27	51
需用費	-	247	49	247	183
役務費	-	99	93	319	362
委託料	-	220	252	648	648
負担金補助及び 交付金	-	-	-	1	1
扶助費	-	53,000	56,507	59,791	60,782
合計	-	54,046	57,238	61,513	62,365

保健予防課は平成 28 年度から新設された課であるため、平成 27 年度の決算額はない。

**(3) 監査結果及び意見**

特記すべき事項はない。

## 第6 衛生検査課の財務事務について

### 1 狂犬病予防事業

#### (1) 事業の概要

狂犬病の発生予防とまん延防止のため、犬の登録及び狂犬病予防注射等の狂犬病予防対策を講じる事業であり、鑑札・注射済票の交付及び管理を行っている。

#### (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
共済費	1	4	-	-	-
賃金	495	1,011	420	-	-
旅費	12	13	12	13	12
需用費	1,232	1,214	1,273	1,216	1,212
役務費	1,179	1,279	1,270	1,449	1,285
委託料	968	1,080	1,444	2,304	2,140
公課費	6	9	8	8	8
合計	3,897	4,610	4,430	4,990	4,658

#### (3) 監査結果及び意見

##### 【狂犬病予防注射の案内通知について（意見）】

(現状及び問題点)

狂犬病予防法第 4 条及び第 5 条により、犬の登録と狂犬病予防注射の実施、並びに交付された鑑札と狂犬病予防注射済票をその犬に装着させることが飼い主に義務づけられている。過去 5 年間の登録頭数と未接種率は下記の通りであり、未接種率は僅かずつではあるが年々増加している。

過去 5 期の登録頭数及び接種率の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録頭数	20,385	19,875	19,365	18,599	18,489
未接種率(%)	23.34	25.03	25.44	23.81	26.09

このような状況に対して、市の狂犬病予防接種の案内通知は年 2 回発送されているものの、いずれも一般的な案内通知にとどまるものであり、未接種の登録犬保有者に対し、督促や注意喚起を促すものではない。



(改善案)

未接種の登録犬を保有する者に対しては、通常のご案内通知ではなく、督促や注意喚起を含む通知を送付することや、特に悪質な保有者には個別に連絡をとるなど、さらなる手法を検討することが望まれる。

### 【犬鑑札等の管理体制について（意見）】

(現状及び問題点)

犬の登録手続きを行うと「犬鑑札」を、狂犬病予防注射の接種を受けた際には「注射済票」を交付する。鑑札には登録番号が記載されており、鑑札と注射済票は、登録された犬もしくは狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明するための標識であり、飼い犬に着けておかなければならないものとされている。

また、狂犬病予防員は鑑札や注射済票を付けていない犬については、犬所有者の分からない犬や予防注射を適切に受けていない犬と判断し、保健所に抑留し、飼い主がいる犬であるかどうかを確かめる必要があるとされている。

このように犬鑑札及び注射済票は、狂犬病の発生とまん延を防止するために重要な役割を果たしているものであるが、現状ではこれらの作成数、交付数、回収数、廃棄数についての管理が行われていない。

犬鑑札	注射済票
	

(改善案)

不正利用等を防止する観点から、作成数、交付数、回収数、廃棄数について帳簿を作成し、管理を行うことが望まれる。また一定の期間ごとに、作成した数と回収した数の合計が、交付数と廃棄数の合計と一致することが望ましいと考える。

## 2 生活衛生指導事業

### (1) 事業の概要

公衆衛生の向上と衛生環境の確保を図るため、生活衛生関係営業施設に対して、法令に基づく営業施設の許認可及び営業開始後の当該施設に対する監視指導等を実施する事業である。

具体的には、以下の事業を行っている。

○営業六法関係施設に対する生活衛生指導

営業六法（興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法）に基づく営業施設を対象に監視及び指導を行うとともに、衛生講習会を開催するなど営業施設における衛生管理の向上に努めている。

区 分		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
興行場		8	0	8	2	7	2	7	2	7	2
公衆浴場	一般	6	2	6	1	5	1	5	0	5	0
	その他	31	3	31	6	33	7	36	8	39	3
	計	37	5	37	7	38	8	41	8	44	3
旅館	ホテル	36	17	36	21	38	18	36	21	35	21
	旅館	58	8	56	11	55	13	54	10	52	9
	簡易宿所	32	10	31	9	32	11	32	11	32	12
	下宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	126	35	123	41	125	42	122	42	119	42
理容所		382	56	376	88	372	88	369	69	367	70
美容所		766	78	757	125	757	118	769	101	773	103
クリーニング所	一般	103	9	100	15	98	11	94	9	94	10
	取次	186	9	183	16	184	22	176	10	166	3
	計	289	18	283	31	282	33	270	19	260	13

○その他の生活衛生営業施設に対する生活衛生指導

墓地、埋葬等に関する法律により、墓地等の経営について許可及び指導を行っている。また、大規模店舗、事務所等の特定建築物について関係法令に基づく衛生確保が図られるよう、施設への監視・指導を行っている。

区 分		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
墓地		3,110	0	3,114	0	3,114	0	3,114	7	3,115	2
納骨堂		55	0	55	0	55	0	55	0	55	0
火葬場		1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
特定建築物	興行場	3	0	3	2	3	0	3	0	3	1
	百貨店	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
	店舗	27	0	27	0	28	0	29	0	31	0
	事務所	61	0	62	1	64	2	64	0	64	1
	学校	4	0	5	0	5	0	5	0	5	1
	旅館	9	0	9	0	9	0	9	4	9	1
	その他	16	0	16	0	16	2	16	1	16	0
	計	123	0	125	3	128	4	129	5	131	4
遊泳用プール		19	4	19	9	19	6	19	3	19	0

○スズメバチの巣駆除

刺されると危険なスズメバチの巣の駆除費用の一部を助成した。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区分					
駆除件数	330	364	391	547	455

○衛生検査課の運営

衛生検査課全体の管理運営に関する事業費を計上した。

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	-	-	-	-	2,092
共済費	-	-	-	-	326
旅費	91	144	142	141	130
需用費	114	226	108	126	119
役務費	107	123	81	65	42
委託料	79	261	79	174	79
負担金補助及び 交付金	2,131	2,392	2,796	3,009	3,558
合計	2,524	3,146	3,209	3,515	6,350

(3) 監査結果及び意見

【スズメバチの巣駆除補助金交付制度の対象について（意見）】

(現状及び問題点)

前橋市は「スズメバチの巣駆除補助金交付要綱」を策定し、市内にできたスズメバチの巣の駆除について、費用の一部補助を行っている。しかし、「スズメバチの巣の営巣箇所が天井裏、床下等で構造物を壊さなければ駆除できない場合又は指定業者が所持する用具を使用しても著しく危険で、駆除が困難と認められる場合」には、補助金支給の対象外としている。

## スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱（抜粋）

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市内に営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除する費用を一部補助することにより、市民の生命及び財産を守り、安全な生活環境の維持を図ることを目的としています。
交付の対象となる事業及び経費	1 交付の対象となる事業 市と協定を締結した指定業者が行うスズメバチの巣の駆除。ただし、スズメバチの巣の営巣箇所が天井裏、床下等で構造物を壊さなければ駆除できない場合又は指定業者が所持する用具を使用しても著しく危険で、駆除が困難と認められる場合は、交付の対象となる事業とはなりません。 2 対象経費 1 の駆除に要する費用 10, 238 円。
交付金額	スズメバチの巣の駆除に要した費用の一部として次に掲げる金額とし、予算の範囲内で補助します。 1 スズメバチの巣 1 個につき 5, 238 円 2 市長が特に認めたものについては、駆除に要した費用を全額補助します。

現状では、通常の駆除に対しては補助金が交付されるものの、構造物を壊して駆除する等の大規模な駆除が必要となる状況については、一切補助金が交付されないこととなり、当事業の交付目的にもそぐわず、補助金の公平性についても疑念が残る。

（改善案）

構造物の取り壊し及び復旧に要する費用は除いた経費に対して補助金を支給する、全ての駆除について定額の補助金を支給する、又は、上限金額を設けた上で経費の一部について補助金を支給する等、営巣箇所を限定することなく、補助金を支給できるようにすることが望ましい。

### 3 食品衛生推進事業

#### (1) 事業の概要

食中毒等食品に起因する健康被害の未然防止を図るため、食品衛生法等に基づく営業許可事務、これらの施設及び給食施設等に対する監視指導を行い、あわせて食品等の取去検査（別記：試験検査事業）を実施した。

また、食品表示法及び健康増進法に基づき、適正表示の推進を図った。さらに、衛生講習会等を実施し、食品衛生関係業者及び消費者等の衛生知識の普及向上に努めた。

食品衛生法に基づく業種別食品衛生許可施設数及び監視数

業種	施設数				監視数
	営業	新規※1	継続※2	廃業	
飲食店営業	3,545	426	336	560	1,538
菓子製造業	429	54	41	77	278
乳処理業	4	0	1	0	15
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0
乳製品製造業	9	0	3	0	20
集乳業	4	1	0	0	1
魚介類販売業	380	28	43	40	187
魚介類せり売り営業	1	0	0	0	1
魚肉ねり製品製造業	2	1	0	0	2
食品の冷凍又は冷蔵業	42	1	3	1	56
缶詰又は瓶詰食品製造業	4	0	0	0	4
喫茶店営業	523	53	72	58	187
あん類製造業	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	14	0	4	2	6
乳類販売業	300	3	70	39	57
食肉処理業	38	1	11	2	55
食肉販売業	394	31	48	41	220
食肉製品製造業	15	3	2	2	31
乳酸菌飲料製造業	1	0	1	0	5
食用油脂製造業	2	0	0	0	0
マーガリン又はショート ニング製造業	0	0	0	0	0
みそ製造業	8	0	0	0	3
醤油製造業	2	0	1	0	1
ソース類製造業	5	0	0	0	6
酒類製造業	3	0	0	1	3
豆腐製造業	26	0	3	1	30
納豆製造業	3	0	0	0	3
めん類製造業	47	1	4	2	27
そうざい製造業	122	7	12	11	100
添加物製造	4	0	1	1	6
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	11	0	1	0	22
氷雪製造業	1	0	0	0	0

業種	施設数				監視数
	営業	新規※1	継続※2	廃業	
冰雪販売業	4	0	1	0	0
計	5,943	610	658	838	2,864

前橋市食品衛生に関する条例に基づく業種別食品衛生許可施設数及び監視数

業種	施設数				監視数
	営業	新規※1	継続※2	廃業	
食品製造業	58	0	8	6	36
食品販売業	12	0	1	0	8
魚介類行商営業	0	0	0	0	0
計	70	0	9	6	44

※1 新規 …食品衛生法により保健所長の許可を受けなければ営業することができないものが34業種、前橋市食品衛生に関する条例によるものが3業種あり、各営業について知事又は市長の定める営業施設の基準に適合するものに年限を定めて許可をした件数

※2 継続 …新規の許可を受けた営業者で許可期間満了後に引き続き営業を継続する者に対して、継続許可をした件数

食中毒発生状況（平成29年度）

	発生日 (初発)	患者数 (人)	死者数 (人)	原因食品	原因物質	原因施設	発生要因	措置
1	平成29年6月10日	5	0	平成29年6月8日及び9日に当該施設で提供された食品	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	加熱不足、二次汚染（推定）	営業停止（3日間）
2	平成29年8月13日	11	1	平成29年8月11日に調理・販売された食品	腸管出血性大腸菌O157（VT2）	飲食店	・二次汚染（推定） ・原材料汚染（推定） ・従事者を介して食品を汚染（推定）	営業停止（3日間）
3	平成30年1月	1	0	海鮮丼（平成30年1月25日昼）	アニサキス	飲食店	原材料汚染	営業停止（1日間）

	発生日 (初発)	患者数 (人)	死者数 (人)	原因食品	原因物質	原因施設	発生要因	措置
	26日			に提供された食品)				

収去検査

検体数	規格基準等違反数	衛生規範不適合数
362	1	3

健康増進法等に基づく給食施設の施設数及び監視数

施設区分	施設数	監視数
学校	19	5
病院	22(7)	20(7)
介護老人保健施設	12	7
児童福祉施設	75	42
社会福祉施設	10	3
老人福祉施設	34	23
事業所	32	20
一般給食センター	4	7
矯正施設	2(1)	3(1)
その他	19	10
計	229(8)	140(8)

※ ( ) 内数値は、管理栄養士必置施設数

食品に係る営業施設の指導及び相談数

内容	件数
営業施設に関する苦情及び相談	313
食品表示相談	239
表示違反疑い通報	4
食品表示監視指導 (許可数)	473
収去品の表示調査 (品数)	253
試買検査 (表示指導含む) (品数)	8

衛生講習会等実施数

内容	実施回数	参加人数
食中毒予防及び食品表示講習会	45	2,057
食品安全講演会	1	269
給食施設研修会	1	35
毒きのこ食中毒予防展示会	1	244
親子食品衛生教室	1	24
食品の安全に関する意識アンケート	4	544

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	1,980	1,980	3,312	4,292	6,984
共済費	308	321	512	701	1,089
報償費	-	-	-	50	-
旅費	453	501	437	553	405
需用費	1,207	1,058	765	1,147	877
役務費	120	292	240	318	288
委託料	3,700	3,745	3,828	4,038	4,036
使用料及び賃借料	5	4	3	5	3
備品購入費	-	84	53	-	-
負担金補助及び 交付金	70	64	60	76	79
合計	7,846	8,049	9,214	11,180	13,764

(3) 監査結果及び意見

**【食品営業施設衛生管理指導業務に係る完了検査について（意見）】**

(現状及び問題点)

食品衛生推進事業の一環である食品営業施設衛生管理指導業務を外部契約先に委託している。事業の完了検査においては、契約先が提出した業務完了報告書における支出内訳と、提出された実際の領収書を突合し、金額の一致を確認している。しかし、当初の見積金額と、実際の報告書における支出額との差額についての分析の検証が行われていない。また、支出には通信費の名目で切手やはがきを購入しているものが含まれるが、このような換金性の高いものにつき、詳細な



内容確認は行われていない。

(改善案)

委託業務における事業完了検査においては、領収書との突合のみでなく、当初の見積金額と実際の支出額との差額要因を分析し、支出額の妥当性を検証することが望ましい。また、通信費をはじめとする換金性の高い支出項目については、領収書との突合にとどまらず、必要に応じて発送件数の聞き取りなど詳細な確認をすることが望ましい。

### 【緊急時の情報公開体制について（意見）】

(事実関係)

平成 29 年 8 月に群馬県及び埼玉県の惣菜チェーン店で購入した食品を食べたとみられる人が腸管出血性大腸菌 O157 に感染し、前橋市内の店舗で購入した幼児が死亡する集団食中毒が発生した。前橋市保健所では該当店舗への立ち入り調査等を実施し、平成 29 年 8 月末に食品衛生法に基づく行政処分（3 日間の営業停止）を行った。

主な時系列は以下の通り。

年月日	内容
平成 29 年 8 月 13 日	発病（初発）
平成 29 年 8 月 24 日	全店舗自主休業
平成 29 年 8 月 30 日	営業停止命令処分、報道発表
平成 29 年 9 月 7 日	全店舗営業再開
平成 29 年 9 月 13 日	続報の報道発表
平成 29 年 9 月 20 日	全店舗閉店
平成 29 年 10 月 25 日	定例記者会見（進捗報告、惣菜販売店の衛生管理指針策定）
平成 29 年 11 月 17 日	厚生労働省が調査結果取りまとめ発表

平成 29 年 11 月 17 日に発表された厚生労働省の「腸管出血性大腸菌感染症・食中毒事例の調査結果取りまとめ」には、以下の記載がある。

#### 2. 調査結果のとりまとめ（一部）

・惣菜チェーン店で発生した食中毒事例では、惣菜を喫食した患者 24 名のうち 22 名が同一チェーン店で提供されたサラダ類（ポテトサラダ、コールスローサラダ、マリネ等）を共通して喫食しているが、いずれのサラダ類も喫食していない患者が 2 名確認された。この 2 名の感染原因が後述する店舗の衛生管理の不備によるものか、他の原因によるものなのか今回の調査によっても明らかにはならなかった。

・サラダ類のうち製造施設で製造されていたポテトサラダに関しては、保存されていた検食を含め、従事者、施設内からは腸管出血性大腸菌は検出されなかった。

・惣菜チェーン店の衛生管理については、調理スペースで加熱調理品と未加熱調理品の調理場所が区分されるなど交差汚染対策が講じられていた店舗と、区分がされず交差汚染対策が不十分で、調理器具を食材、用途別に区別していない等衛生管理に問題があったとされた店舗が認められた。また、販売スペースは、全ての店舗で未加熱品は冷蔵、加熱品は常温で惣菜が露出された状態で陳列されていたが、汚染経路との関係は明らかにはならなかった。なお、従事者、厨房施設内からは腸管出血性大腸菌は検出されなかった。

### 3. 調査結果の評価および今後の対応（一部）

・事例探知については、事例そのものの特徴として、7月下旬からの最初の山が認められたが、明らかな集団事例がなく、散発事例の段階では個々の事例の関連性を結びつける情報が得られず、広域食中毒としての有効な調査開始が困難であった。また、本調査を開始した9月においては、すでに最初の山の発生から時間が経過しており、原因究明を困難にした。さらに、8月中旬の2つ目の山に含まれた食中毒事例の中には最初の山に起因するものが含まれていた可能性があり、このことが2つ目の山の原因究明も困難にした要因の一つと考えられる。

・今般の広域発生事例の早期探知等が遅れた要因としては、各自治体間の情報共有、国による早期からの情報のとりまとめ、当該とりまとめ情報の関係自治体間への共有に時間を要したこと、遺伝子型別の検査手法の違い、感染症部局や検査機関等関係機関間の情報確認により結果の集約に時間を要したこと、また、共通の曝露状況調査票の配布が届出から1か月以上経過した後となったことが考えられ、その結果、患者の記憶が薄れ、食材の流通調査は困難となった。

さらに、施設に保存されていた検食からO157が検出できなかったことや流通調査に際して仕入れ先に関する記録が十分に確認できなかったことも共通の発生要因の判別を困難にした。

・報道対応については、複数の自治体が十分な調整をすることなく調査結果等に関する報道発表を行ったことにより情報の混乱が生じた。

#### （問題点）

今回の集団食中毒に関して、その原因究明や前橋市が行った調査方法の良否、食中毒の再発防止策等については、厚生労働省の調査が行われていることから、今回の監査では言及しない。しかしながら、厚生労働省の調査結果の取りまとめの中で、自治体間の十分な調整をすることなく報道発表を行い情報の混乱が生じた旨の記載があることを鑑みるに、食中毒が判明した後の、市としての報道機関への対応や情報提供の方法に、改善すべき点があったのではないかと考える。

この件に関する報道機関等との対応は、原則として担当課である衛生検査課が対応し、記者会見においては市政発信課がサポートを行ったとの説明を受けた。専門的な内容も多く、他の部課では対応は困難であると思われるが、一方で報道機関への対応という意味では、担当課は当然不慣れな部分もあったものと推測する。しかしながら、報道機関に対して正確な情報が伝わらなければ、市民に対して誤解を生じさせる結果となりかねない。非常時には担当課も混乱することが想定されるが、そのなかでも、適切な報道対応が行えるような体制を検討する必要があると考える。

(改善案)

このような非常時が発生した場合の対応方法をマニュアル化することが望まれる。非常時には、より慎重かつ迅速な対応が求められるが、事前に対応方法をシミュレーションしマニュアル化することによって、適切な対応を行うことができると考える。また報道機関への対応は、正確な情報が適時に伝えることができるよう、他部課との連携をさらに深めることも検討すべきである。

## 4 試験検査事業

### (1) 事業の概要

市民の食生活の安全安心を確保するため、市内で流通又は生産している食品の規格基準等の検査や食中毒事案に係る病因物質検索のための検査及び感染症や特定感染症の発生を予防しそのまん延の防止を図るための検査を実施した。

#### ○食品等衛生検査（微生物学的検査）

食品衛生法に基づき、微生物学的検査用に収去された 231 件及び買上げ検体 8 件を検査した。このうち、衛生規範不適合 3 件（弁当・細菌数超過 1 件、洋生菓子・細菌数超過 1 件、大腸菌群 1 件）が確認された。

<微生物学的検査>

食 品 名	検体数	細菌数	大腸菌群	大腸菌	サルモネラ属菌	黄色ブドウ球菌	腸炎ビブリオ	低温細菌数	乳酸菌数	セレウス菌	クロストリジウム属菌	カンピロバクター属菌	腸管出血性大腸菌	アニサキス
魚介類	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	8	8	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
凍結直前加熱の加熱後摂取冷凍食品	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無加熱摂取冷凍食品	3	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品※	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉卵類及びその加工品※	5	-	5	5	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-
牛乳	9	9	9	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-
乳製品	3	1	3	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	4	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穀類及びその加工品※	12	12	6	6	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-
野菜類・果物およびその加工品※	17	5	5	17	-	5	12	-	-	-	-	-	-	-
菓子類	6	6 (1)	6 (1)	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	156	156 (1)	108	156	8	148	-	-	-	-	-	-	-	-
計	239	205 (2)	170 (1)	196	13	176	15	10	2	-	-	-	-	-

( ) 内は不適合件数 (内数)

※缶詰・瓶詰を除く。

② 食品等衛生検査（理化学検査）

食品衛生法及び食品表示法に基づき、理化学検査用に収去された 181 件（委託 50 件を含む）を検査した。このうち、食品添加物の検査において、使用基準違反 1 件（亜硫酸塩）が確認された。

食 品 名	検体数	添加物使用基準							亜硫酸塩	抗生物質《委託》	残留農薬《委託》	水銀《委託》	放射性物質《委託》	動物用医薬品	乳等成分規格	アレルギー物質	指定外添加物
		保存料	品質保持剤	甘味料	小麦粉処理剤	発色剤	着色料	防かび剤《委託》									
魚介類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	4	-	-	-
無加熱摂取冷凍食品	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品※	19	13	-	5	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉卵類及びその加工品※	24	5	-	-	-	5	-	-	-	3	-	-	-	15	-	1	-
穀類及びその加工品※	15	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-
野菜類・果物及びその加工品※	48	15	-	15	-	-	12	-	7	-	12	-	14	-	-	3	-
菓子類	19	1	-	7	-	-	-	-	1 (1)	-	-	-	1	-	-	8	3
清涼飲料水	9	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
酒精飲料	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
缶詰・瓶詰	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
その他の食品	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	12	-
牛乳	14	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	8	-	-
器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	181	34	12	35	0	7	18	0	12	6	18	2	24	22	8	24	3

（ ）内は不適合件数（内数）

※缶詰・瓶詰を除く。

※微生物学的検査及び理化学検査の検査方法については「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」に基づき作成した当所の標準作業書により実施した。また、業務管理（GLP）の

一環として（財）食品薬品安全センター秦野研究所の外部精度管理調査に参加した。

### ③ 食中毒等検査

食中毒や有症苦情の発生時には、原因究明のために喫食者や施設等の検査を実施した。原因菌検索の結果、カンピロバクターが3事例、ノロウイルスが2事例、病原性大腸菌（O159）が1事例において検出された。

（単位：件）

区分		年度		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
		平成 25 年	平成 26 年	度	度	度	度	度
食中毒菌	ふき取り等	31	49	41	58	21		
	ふん便、吐物	30	53	76	33	33		
ウイルス	ふき取り等	—	5	—	2	1		
	ふん便、吐物	25	105	55	60	12		

### ④ O157 等感染症平常時防疫

平常時の感染症予防対策として、給食従事者・水道従事者等を対象とする定期検便（集団）及び一般検便を実施した。

<腸内細菌培養検査>

（単位：件）

対象者	年度				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
給食	980	802	758	521	435
食品営業	705	772	752	703	702
水道	349	327	308	315	303
その他	149	122	160	93	96
計	2,183	2,023	1,978	1,632	1,536

※検査項目：赤痢菌、サルモネラ属菌（腸チフス、パラチフスを含む）、腸管出血性大腸菌O157

### ⑤ 感染症発生時防疫

届出感染症患者等発生時には、患者関連の検査を行い、二次感染の予防及び早期発見に努めた。

<3類感染症届出に係る調査（腸内細菌培養検査）>

（単位：件）

項目	対象者			計
	本人	接触者等		
赤痢菌	0	0		0
腸管出血性大腸菌	75	59		134
コレラ	0	0		0

【分離菌数】

腸管出血性大腸菌 O157 41 件  
 腸管出血性大腸菌 O26 1 件

<4 類感染症届出に係る調査> (単位：件)

項目	対象	浴槽水等
	レジオネラ属菌	0

○特定感染症

H I V、H C V等の早期発見及び早期治療に結びつけるための検査を実施した。

<検査検体数>

(単位：件)

区分	年度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
	H I V 抗体検査	295	315	293	261	247
	梅毒抗体検査	239	270	212	223	208
	H B s 抗原検査	242	274	211	225	201
	H C V 抗体検査	242	273	210	224	200

○苦情検査

住民等の依頼により食品 5 件について、異物検査等を行った。

(単位：件)

		検体数	異物検査	毒物検査
食 品	魚介類加工品	1	1	—
	肉卵類及びその加工品	2	2	—
	酒精飲料	1	1	—
	その他の食品	1	1	—
計		5	5	—

○家庭用品試験検査

市内で販売されている繊維製品のホルムアルデヒドについて検査したところ、有害物質を含有する家庭用品の規格基準に全て適合していた。

検体名	検査項目	検体数
繊維製品（出生後 24 月以内の乳幼児用のもの）	ホルムアルデヒド	10

## (2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	4,380	4,608	2,280	2,352	3,404
共済費	723	757	375	400	623
旅費	178	252	238	280	282
需用費	8,354	8,855	10,542	8,855	9,292
役務費	238	449	293	344	318
委託料	7,060	7,665	7,551	7,743	7,406
備品購入費	539	843	8,185	-	-
負担金補助及び 交付金	350	455	452	459	420
合計	21,824	23,884	29,919	20,433	21,748

## (3) 監査結果及び意見

### 【毒物劇物の管理体制について（意見）】

(現状及び問題点)

当事業で購入する試薬等のうち毒物及び劇物に該当するものは、毒物劇物危害防止管理規定に基づき毒物劇物管理簿を作成し、購入日・数量等を管理している。そして、同管理規定上では、「在庫量について、定期的に確認を行う」と定めており、担当課は年1回、保管場所と現物の確認を行っている。しかしながらこの確認は、目視による現物確認を行うにとどまっておらず、管理簿上の数量と現物の在庫数量の一致を確認した証跡の作成や、担当者・棚卸者・管理者等による押印等は残されていない。

毒物及び劇物に該当するものについては、その性質上特に厳密に管理すべきであり、定期的な棚卸を実施し、紛失や盗難がないかどうか確認を実施すべきである。また具体的な手続きが明確になっていないことから、棚卸実施者による確認のレベルが異なる可能性がある。

(改善案)

規程は「定期的に確認を行う」という曖昧な表現となっていることから、具体的に確認すべき事項について、マニュアルを作成すべきである。そしてこのマニュアルに基づいて、厳格な棚卸を実施することが求められる。

具体的な棚卸の方法については、担当課を中心に協議すべきであるが、棚卸を実施し帳簿と現物が一致した旨の証跡、一致しなかった場合はその原因を追究した証跡、そして担当者・棚卸者・管理者が確認した証跡を残すことが望まれる。



## 5 動物愛護・管理推進事業

### (1) 事業の概要

#### ○動物愛護関係業務実施状況

動物の愛護及び管理に関する法律及び、前橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護の普及・啓発や収容保護、引取りなどを行うとともに、適正飼養のための講習会及び犬猫の譲渡を行った。

#### <犬>

区分 \ 年度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
引取頭数	52	9	5	6	10
収容頭数	374	373	343	250	251
返還頭数	104	83	95	84	82
譲渡頭数	141	178	166	134	148
殺処分頭数	188	138	102	36	27
負傷による収容頭数	0	0	0	2	1
こう傷事故件数	9(1)	7(0)	13(2)	21(1)	11(1)
苦情・相談処理件数	1,009	905	964	800	737

( ) 内数値は、未注射犬によるもの。

#### <猫>

区分 \ 年度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
引取頭数	248	170	185	169	218
譲渡頭数	97	71	113	63	96
殺処分頭数	100	34	62	154	164
負傷による収容頭数	39	34	31	44	37
苦情・相談処理件数	340	522	584	534	532

#### ○特定動物飼養保管の許可及び動物取扱業の登録

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物飼養保管の許可及び動物取扱業の登録業務を行った。

区分 \ 年度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
特定動物飼養保管許可件数	4(3)	4(1)	4(1)	10(6)	11(1)
動物取扱業登録件数	168(18)	173(20)	135(19)	135(23)	146(25)

( ) 内数値は、新規登録数によるもの。

○猫の去勢・不妊手術費補助事業

猫の飼い主に対し、去勢・不妊手術に要した費用の一部を補助した。

<補助金交付件数>

年度 区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
去勢手術	336	425	392	372	474
不妊手術	586	693	692	663	784

○動物愛護フェスティバルの実施

動物の愛護と適正な飼養についての啓発を目的として、動物愛護フェスティバルを計画したが、台風のため中止した。

開催計画日	内 容	参加人数
平成 29 年 10 月 22 日 (日)	台風のため開催中止	—

(2) 決算の状況

(単位：千円)

節名	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	決算額	当初予算	決算額	当初予算	決算額
報酬	1,610	1,932	1,968	1,980	1,980
共済費	248	304	301	322	310
旅費	139	133	127	113	85
需用費	1,776	1,949	1,889	1,890	1,949
役務費	52	115	102	96	43
委託料	1,170	1,300	877	1,296	473
工事請負費	-	-	-	-	99
備品購入費	582	-	-	-	-
負担金補助及び 交付金	4,675	3,977	4,470	3,977	5,381
公課費	24	38	37	25	24
合計	10,279	9,748	9,775	9,699	10,348

### (3) 監査結果及び意見

#### 【財務会計システムへの登録時のチェック体制について（意見）】

##### （現状及び問題点）

前橋市では、物品のうち「その性質及び形状を変えずに比較的長期間継続して使用又は保存に耐え得るもので、1品の価格が3万円以上のもの」（前橋市財務規則第210条第1項第1号）を備品と定義している。前橋市財務規則第232条では備品一覧等の作成を規定しているが、財務会計システム上で購入時に備品を選択すると、自動で備品登録が行われる仕組みを導入している。

購入した備品の一部について、担当者が財務会計システムへの登録操作を誤り消耗品としてしまったため、結果として備品登録が漏れていたものがあった。なお当該備品については、毎年実施している備品台帳との照合を実施した結果、計上漏れが発見され、修正を行ったとの説明を受けた。

##### （改善案）

備品登録に関する一定の内部統制が構築されているものと評価できる。しかしながら、年1度行われる備品台帳との照合までミスが発見されないとなると、その時まで備品管理が適切に行われていないこととなる。財務会計システムへの登録時の操作誤りが即時に発見される体制を構築することが望ましい。また、毎年行われる備品の確認作業時には多くの点数を確認しなければならないと考えられることから、作業を効率に進めるためにも、可能な限り事前にミスが防止される体制が望まれる。

#### 【餌の在庫管理体制について（意見）】

##### （現状及び問題点）

当事業では、保護した犬や猫の餌や消耗品を購入しており、在庫表を作成しこれらの物品の数量を管理している。しかし定期的な実地棚卸について、特段の規定はなく実施していない。これらの物品の保管は紛失や盗難等のリスクがあることから、定期的な現物確認が必要である。

##### （改善案）

棚卸に関する規程を策定するとともに、定期的な棚卸を実施し、在庫品目の現物確認を行うことが望ましい。